

## 第9回鏡石町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2
第 1 号（6月10日）	
議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
事務局職員出席者.....	4
開会の宣告.....	5
開議の宣告.....	5
議会運営委員長報告.....	5
諸般の報告.....	5
招集者あいさつ.....	8
議事日程の報告.....	9
会議録署名議員の指名.....	9
会期の決定.....	9
町長の説明.....	9
報告第39号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	15
報告第40号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	17
議案第153号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	18
議案第154号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	20
議案第155号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	27
議案第156号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	33
議案第157号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	34
議案第158号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	35
休会について.....	37
散会の宣告.....	37

### 第 2 号（6月12日）

議事日程.....	3 9
本日の会議に付した事件.....	3 9
出席議員.....	3 9
欠席議員.....	3 9
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3 9
事務局職員出席者.....	4 0
開議の宣告.....	4 1
一般質問.....	4 1
根 本 重 郎 君.....	4 1
渡 辺 定 己 君.....	4 8
円 谷 寛 君.....	5 6
総務文教常任委員長報告（陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決.....	6 8
決議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 0
議会運営委員会所管事務調査の申出について.....	7 1
議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について.....	7 1
追加日程の報告.....	7 2
意見書案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7 2
閉議の宣告.....	7 4
町長あいさつ.....	7 5
閉会の宣告.....	7 5
署名議員.....	7 7

鏡石町告示第 27 号

第 9 回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 21 年 6 月 4 日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成 21 年 6 月 10 日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

## 応招・不応招議員

### 応招議員（14名）

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

### 不応招議員（なし）

## 平成21年第9回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成21年6月10日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 町長の説明  
日程第 4 報告第 39号 繰越明許費繰越計算書について  
日程第 5 報告第 40号 上水道事業会計予算繰越計算書について  
日程第 6 議案第153号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 7 議案第154号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 8 議案第155号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について  
日程第 9 議案第156号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算(第1号)  
日程第10 議案第157号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
日程第11 議案第158号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員(13名)

- |     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 根本重郎君  | 2番  | 今駒英樹君 |
| 3番  | 渡辺定己君  | 4番  | 今駒隆幸君 |
| 5番  | 大河原正雄君 | 6番  | 柳沼俊行君 |
| 7番  | 仲沼義春君  | 8番  | 木原秀男君 |
| 9番  | 今泉文克君  | 10番 | 深谷荘一君 |
| 12番 | 小貫良巳君  | 13番 | 円谷寛君  |
| 14番 | 円谷寅三郎君 |     |       |

### 欠席議員(1名)

- 11番 菊地栄助君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木 賊 政 雄 君	副町長	大河原 直 博 君
総務課長	木 賊 正 男 君	税務町民課長	高 原 芳 昭 君
健康福祉課長	今 泉 保 行 君	産業課長兼 農業委員 事務局長	小 貫 忠 男 君
都市建設課長	圓 谷 信 行 君	水道課長 兼課長	小 林 政 次 君
教 育 長	佐 藤 節 雄 君	上参事 兼教育委員	遠 藤 栄 作 君
会計管理者 兼出納室長	八 卷 司 君	産業委員	吉 田 栄 新 君
選挙管理 委員会委員	西 牧 英 二 君	農業委員	古 川 ますみ 君
監 査 委 員	根 本 次 男 君		

事務局職員出席者

議会事務局 局長	面 川 廣 見	主任主査	相 楽 信 子
-------------	---------	------	---------

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（今泉文克君） おはようございます。

ただいまから第9回鏡石町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（今泉文克君） 直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は11番、菊地栄助君の1名であります。

議会運営委員長報告

議長（今泉文克君） 初めに、定例会の運営について議会運営副委員長から報告を求めます。

14番、円谷寅三郎君

〔議会運営副委員長 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（議会運営副委員長 円谷寅三郎君） おはようございます。

委員長欠席のため、副委員長の円谷より報告いたします。

第9回鏡石町議会定例会会期日程並びに議事日程について報告いたします。

第9回鏡石町議会定例会会期予定表（案）

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

諸般の報告

議長（今泉文克君） 次に、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告についてはお手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

監査委員（根本次男君） 皆様おはようございます。

例月出納検査報告を申し上げます。

実施いたしました検査の対象は、平成21年2月分、3月分、4月分でございます。

まず、平成21年2月分について報告いたします。

1、検査の対象、平成21年2月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成21年3月25日水曜日、午前9時55分から午前11時50分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名、税務町民課長。

5、検査の手續、対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成21年2月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

次に、平成21年3月分について報告いたします。

1、検査の対象、平成21年3月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成21年4月24日金曜日、午前10時ちょうどから12時ちょうどまで。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査の手續、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成21年3月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

続いて、平成21年4月分について報告いたします。

1、検査の対象、平成21年4月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計ほか9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成21年5月25日月曜日、午前9時30分から午前11時50分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名。

5、検査の手續、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、平成21年4月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

以上のとおり報告いたします。

議長（今泉文克君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、10番、深谷荘一君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷荘一君 登壇〕

10番（須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷荘一君） おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会臨時会の報告をいたします。

平成21年第1回須賀川地方広域消防組合議会臨時会は、去る6月1日月曜日、須賀川消防署本署議場におきまして午前11時15分より会議を開きました。

議事日程第1号、日程第1、議長の選挙であります。今年4月の須賀川市議員6名全員の異動によりまして6名かわりましたので、10番の佐藤瞭二議員を選任いたしました。

日程第2、議席の指定であります。配付資料のとおり6名の議員の氏名が書いてあるとおりであります。

日程第3、会期の決定で1日限りとし、第4、会議録署名の指名で13番、14番議員を指名いたしました。

日程第5、議案第3号 須賀川地方広域消防組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。配付資料1ページより4ページまで記載のとおりで、条例の一部を改正するものであります。

日程第6、議案第4号 須賀川地方広域消防組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。この資料のとおり条例の一部を改正するものであります。

日程第7、議案第5号 須賀川地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例も、配付資料の8ページから9ページまでの資料のとおりであります。

日程第8、議案第6号 災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材購入契約締結についてあります。配付資料のとおり石川消防署古殿分署へ納入する車両で、日産パラメディック4WD、契約金額2,934万7,500円で、ことし11月16日納入期限であります。

日程第9、議案第7号 高規格救急自動車購入契約締結についてであります。これも配付資料のとおり、須賀川消防署長沼分署に納入する日産車であり、納入期限も6号議案と同様であります。

日程第10、報告第2号 専決処分の報告についてであります。配付資料のとおりであります。

以上、すべての議案を可決、承認をいたしまして終了いたしました。

以上で須賀川地方広域消防組合議会臨時会の報告を終わります。

議長（今泉文克君） 次に、須賀川地方保健環境組合議会議員、1番、根本重郎君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君 登壇〕

1 番（須賀川地方保健環境組合議会議員 根本重郎君） おはようございます。

平成21年第 1 回須賀川地方保健環境組合議会臨時会のご報告を申し上げます。

平成21年 5 月29日金曜日、午後 3 時開議。

議事日程第 1、議長の選挙。指名推選によりまして、須賀川市会議員の菊地忠男氏が議長となりました。

第 2、副議長の選挙。議長指名により、須賀川市会議員の丸本由美子氏が副議長になりました。

第 3、議席の指定は次のページをごらんいただきたいと思います。

第 4、会期の決定、本日限り。

第 5、会議録署名議員の指名、1 番、広瀬吉彦、3 番、丸本由美子、4 番、大内康司の各議員でやりました。

第 6、報告第 2 号 専決処分の報告については、異議なし可決であります。

第 7、議案第 3 号 特別職の職員の報酬旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、異議なし可決であります。

第 8、議案第 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、異議なし可決でありました。詳細については、配付資料をごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

議長（今泉文克君） 公立岩瀬病院組合議会報告については、組合議会議員である菊地栄助君が、本日欠席いたしておりますので、お手元に配付されております別紙報告書によりご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

#### 招集者あいさつ

議長（今泉文克君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。

木賊政雄町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） おはようございます。

日増しに暑さも加わり、町の花アヤメが町内に咲き誇る季節を迎えた本日、第 9 回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、報告 2 件、条例の一部改正を含む議案 4 件のほか、補正予算 2 件の、合わせまして 8 件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議いただきまして、議決、承認を賜りますようお願い申し上げ、開会に

当たりごあいさついたします。

#### 議事日程の報告

議長（今泉文克君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

#### 会議録署名議員の指名

議長（今泉文克君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、5番、大河原正雄君、6番、柳沼俊行君、7番、仲沼義春君を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（今泉文克君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの3日間としたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決しました。

#### 町長の説明

議長（今泉文克君） 日程第3、町長の説明を求めます。

木賊政雄町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 本日、ここに第9回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たつての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議員各位並びに町民皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、議会においては4月30日の臨時会において、正副議長を初め各常任委員会の構成替えが行われ、新陣容後、初めての定例会となりますが、議員各位におかれましては町民福祉の向上のため、さらなるご高見を賜りますようお願い申し上げます。

さて、4月にメキシコやアメリカで発生した新型インフルエンザは、日を追うごとに拡大し続け、4月29日には世界保健機関（WHO）が世界的大流行が迫っていると表明。警戒水

準を最悪の水準に迫るフェーズ5に引き上げるなど、強い警戒感を示しました。

日本国内においても、5月9日カナダからアメリカ経由で帰国した大阪府在住の高校生が感染していたと発表。国内初の感染者が確認され、その後隣接自治体に拡大、全国的な広がりによりマスクや消毒液など感染予防医薬品が売り切れになるなど、日本中が一時パニックとなりました。

本町においても、5月の連休前に関係課による対策会議を開催し、長期休業中の対応策を協議、非常事態に備えた対応について確認したところであります。

6月に入り、新型インフルエンザのニュースも幾分鎮静化してきましたが、空気が乾燥する秋から冬にかけて感染が拡大する恐れがあるとの情報もありますので、今月1日付で、新型インフルエンザ対策本部を設置したところであります。

今回の新型インフルエンザの対応を通して、いかに情報を正しく、速く、そして効果的に流すかが重要と感じており、今後の対策に役立てたいと考えております。

内閣府は5月25日の月例経済報告において、我が国経済について、「景気は厳しい状況にあるものの、このところ悪化のテンポが緩やかになっている」との基調判断を示しました。その背景では、企業収益は極めて大幅に減少しており、設備投資も減少、雇用情勢においては急速に悪化し厳しい状況にあり、個人消費にあっては緩やかに減少、さらに輸出、生産については下げどまりつつあることを要因と見ています。

また、経済の先行きについては、当面雇用情勢が悪化する中で、厳しい状況が続くものと見られるものの、対外経済環境における改善の動きや在庫調整圧力の低下、経済対策の効果が景気を下支えすることが期待されるとしながら、一方では生産活動が極めて低い水準になることなどから、雇用情勢の一層の悪化が懸念され、加えて世界的な金融危機の影響や世界景気の下振れ懸念など、景気をさらに下押しするリスクが存在することに留意する必要があると報告しました。

第171通常国会は、会期末となる6月2日に衆議院において、7月28日までの55日間延長することを議決、先月末には歳出総額が過去最大の13兆9,256億円となる平成21年度補正予算が成立いたしました。

今回の補正予算は、追加経済対策として、現在の厳しい経済環境と地域活性化のために活用することを目的としたものであり、疲弊する地域経済の活力となるよう平成20年度第2次補正予算の執行に合わせ、早急に具体的な事業に取り組んでまいります。

特に、先月末に発表された県内の4月の有効求人倍率は、0.36倍と昭和38年1月の調査開始以来の過去最低を記録し、八口一ワーク別で須賀川と二本松管内において、0.19倍と県内で最も低く、雇用環境が一段と厳しさを増している状況であります。

また、アメリカの自動車産業の最大手であるゼネラル・モーターズが連邦破産法の申請を

行うというニュースも流れ、日本国内の自動車関連業界にも大きな影響が出ることが予想され、今回の国の追加経済対策に大きな期待が寄せられているところであります。

4月以降の町の動きでは、4月1日に町民悲願の東北自動車道鏡石スマートインターチェンジの本格運用が開始されました。社会実験から1年6カ月後の本格運用となり、高速交通体系の玄関口として産業、経済の活性化、国道の渋滞緩和、観光振興、救急医療の高度化などまちづくりに大きく寄与するものと期待しており、4月末からのETC利用による土日、休日1,000円乗り放題というサービスも実施され、利用台数も社会実験開始から5月18日に、延べ30万台を超え順調に推移しております。今後は、近隣地域とも連携し、生活、産業の動脈として24時間利用、さらには利用車種をマイクロバス等が利用できるよう、6メートル以上の車両にまで拡大するよう要望してまいります。

また、地域医療の充実に向けて、長年協議、検討を重ねてまいりました公立岩瀬病院第6、7病棟の改築工事については、5月14日に安全祈願祭が行われ、平成23年3月のオープンを目指して工事が進められています。新病棟は、鉄筋コンクリートづくり、地下1階、地上7階建てで、病床数は245床。各科病室のほか手術室、内視鏡センター、調理場等が設置され、地域医療の拠点としてその役割に大きな期待が持たれています。

5月5日のこどもの日には、福島県内の4月1日現在の子供、15歳未満の数が28万7,059人で、前年に比べ5,447人減少という報道がありました。その中で、総人口に占める子供の数の割合が高い市町村では、中島村、大熊町に次いで、鏡石町が県内第3位の16.02%で、第1位の中島村とはわずかに0.23%の差でありました。

少子高齢化が社会問題となっている中で、この明るい話題は今後の行政を進めるに当たっても、大きなプラス材料であり子育て支援をさらに充実させ、子供たちの元気な声のするまちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、平成21年度新事情がスタートし間もないところではありますが、主な事業の取り組み状況について申し上げます。

快適な都市づくりとして取り組んでおります地方道路整備臨時交付金事業は、今年度から地域活力基盤創造交付金事業として進めることになり、新規路線である中外線は、国道4号拡幅計画に合わせた右折レーン計画、拡幅計画に伴う補償等の調査、設計業務の発注準備をしているところであります。

また、継続事業である鏡田499号線、久来石行方・蓮池西線、笠石・鏡田線の3路線については、通勤、通学、生活道路としての安全性と利便性を確保するため、計画的な事業の推進に努めております。

このほか、農業基盤整備促進事業の小栗山地区の道路改良事業につきましては、今年度事業完了に向け、事業の推進を図っているところであります。

国道4号鏡石拡幅事業につきましては、国の直轄事業として、平成19年度から用地買収に入り、今年度においても前年を上回る予算の配分がありましたので、町といたしましても、工事の早期着工に向け、引き続き事業の推進を強く要望してまいります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、ことし2月に住環境の保全と産業の活性化が共存できるよう地区計画を定め、都市計画決定を行っており、今後は仮換地計画の見直し等事業の促進を図ってまいります。

生活環境の整備に向けた下水道整備につきましては、昨年度末の下水道普及率が74.4%、水洗化率80.8%となっており、県内でも上位の普及率であります。現在、今年度工事の設計等諸準備を進めているところであり、計画的に事業を推進していきたいと思っております。

上水道事業につきましては、平成11年度から実施している石綿セメント管更新事業が、昨年度末で計画延長約36.1%（9.1キロメートル）更新したところでありますが、いまだ整備率が低いため、継続して計画的に実施してまいりたいと思っております。

さらに、平成30年までの水道全搬にわたる将来計画を含めた認可申請を6月中旬に県へ申請の予定であり、認可がおり次第、南高久田水源施設整備に着手し、上水道第5次拡張事業を推進してまいりたいと思っております。

6月1日からの水道週間にちなんだ行事としては、町管工事組合のご協力をいただき、町内水源地等の環境整備を実施したところであり、安全・安心な水道水の供給に寄与していただきました。業務多忙の中でのご協力に感謝申し上げます。

活力づくりとしては、農業振興事業として取り組んでいる、キュウリの防虫ネット導入につきましては、年々その成果も見え、確実な広がりとなっております。

また、3年目となるホモブシス根腐れ病対策としての土壌消毒についても、現在、JAを取りまとめ機関として集約を行っているところであり、野菜振興策への大きな効果を期待するものであります。

県営成田ほ場整備事業につきましては、事業着手以来11年が経過し、昨年度までに地域内農地の96%が完了しており、ことしは、河川の築堤工事を初め、高野池堤体工事や河原地区の揚水機場改修工事等を実施する予定であり、県道バイパスの早期完成とあわせ、成田地区のより一層の生活基盤づくりを推進してまいります。

農地水・環境保全向上対策事業につきましては、国・県・町が地元活動組織とともに、農地や農業用施設等の保全管理を目的として、農業者と地域住民が共同で取り組むものでありますが、町においては、昨年新たに3地区が加わり、4地区で535ヘクタールの農地を対象に取り組んでいるところであり、農地を核とした地域振興策の一端を担うものと期待しております。

地域水田農業推進事業の中で、生産調整の推進につきましては、今年度新たに稲WCSの

推進に取り組み、現在6.3ヘクタールの生産調整実施計画書の提出状況となっております。

昨年9月の金融危機以降、急速に疲弊した産業経済情勢に対応して、昨年10月にスタートした中小企業の方々の緊急保証制度につきましては、5月末で47件の申請となっております。今後も、このような制度を利用していただき、一日でも早い回復を望むものであります。

また、産業振興と雇用拡大を目的として交付しております企業誘致奨励金については、工業団地内で操業する2社に対し、総額5,200万4,000円を交付したところであります。さらに、町内商工業の育成と活性化、そして振興のために商工会との連携を基本に財政支援を行いながら、引き続き活性化に向けた取り組みを支援することとしております。

鳥見山公園を会場に今年20日、21日の土、日をメインに開催される「第7回あやめ祭り」は、町観光協会が主催となり、あやめ撮影会、文化芸能祭のほか各種展示販売など多くのイベントが予定されております。ぜひとも、多くの皆さんに会場へ足をお運びいただき、町花「あやめ」が咲き誇る「やすらぎとうるおい」のひとときを過ごしていただければと思います。

元気づくりとして取り組んでおります健康づくり推進事業につきましては、認知症や寝たきりにならないで健康に過ごせる「健康寿命」を延ばし、「活動的な85歳」を目指して、生活習慣病の予防に取り組んでおりますが、ことしは特に昨年度から始まった特定健診・特定保健指導の受診率向上を図るべく事務を進めております。

また、母子保健事業においては、妊婦健診の15回までの公費負担拡充や、生後4カ月までの全乳児を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」に取り組んでおります。

児童福祉事業では、これまで過密、狭隘であった児童館での第一小学校児童クラブを改善し、4月から勤労青少年ホームと第一小学校体育館を併用した第2児童クラブを開設し、現在26名の登録児童により運営しております。

高齢者福祉事業につきましては、在宅福祉事業や生きがいづくり事業を計画的に進める中、今年度からはり、きゅう、マッサージ等治療費助成の対象者を拡大したところであります。

介護保険事業では、第4期の介護保険事業がスタートし、介護予防事業や地域支援事業の充実に努めております。

障害者福祉事業につきましては、福祉サービスの利用促進と相談事業の充実に努めるとともに、地域活動支援センターの運営支援及び医療費負担の軽減を図るための助成を引き続き実施しております。

環境美化推進事業では、町保健委員会を中心に、町内一斉環境美化活動を4月と6月に実施しており、ごみの減量化と資源化の啓発活動につきましては、子ども会育成会や関係団体との連携により展開しております。

また、6月1日からは、県内スーパーと協定を結んでのレジ袋削減に向けた取り組みがス

スタートしましたので、その啓発に努めてまいりたいと考えております。

人づくりとしての教育文化の振興につきましては、ことしで3回目となる全国学力テストが4月21日に実施されましたが、調査結果を指導に生かすとともに、今年度新たに設置しました教育指導主事と、地域で学校を支援する学校応援団のボランティアの方々、そして学校との連携により、児童・生徒に確かな学力と生きる力を身につけさせる指導を行ってまいりたいと考えております。

学校施設の耐震化については、昨年度実施しました第一小学校耐震診断の調査結果では、大規模な地震等により倒壊の危険性が高いI s値、構造耐震指標である0.3未満ではありませんでしたが、さらに安全性を診断するため、建物の老朽状況を調査する耐力度調査を、平成20年度の繰越明許費として現在調査委託中であります。

学校給食の調理業務については、今年度から鏡石中学校において民間委託を実施し、町内の小・中学校すべてが民間委託となりましたが、食の安全性には今後とも万全を期してまいりたいと思います。

生涯学習の推進につきましては、町生涯学習推進計画の基本目標であります「生きがいあふれ 創造性豊かな たくましい町民の育成」を目指し、町民一人一人が学習活動を高めていくための環境整備を進めているところであります。既に、いきいき学級やジョイフルライフ講座など各種の事業がスタートしましたので、町といたしましても、町民の生きがいづくりを支援してまいりたいと考えております。

また、総合型地域スポーツクラブとして、この4月から本格始動しました「かがみいしスポーツクラブ」には、これまで正式会員として420人が登録され、スポーツ等に親しんでおります。町といたしましても、クラブの発展のため積極的な支援をしてまいりたいと思います。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

まず、報告第39号 繰越明許費繰越計算書につきましては、平成20年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）第3条の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

報告第40号 上水道事業会計予算繰越計算書につきましては、ことし3月の第8回議会定例会において議決いただきました上水道事業会計補正予算の建設改良費について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

議案第153号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の少子化緊急対策事業の施行に伴う出産育児一時金の所要の改正であります。

議案第154号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、医療給付費及び国保税収見込額の増減による税率の改正を行うものであります。

議案第155号 消防ポンプ自動車購入契約の締結につきましては、国の第2次補正予算を受けて、繰越明許費として計上いたしました消防ポンプ自動車購入契約の締結であります。

議案第156号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきましては、国の緊急雇用創出基金事業をはじめ、ふるさと雇用再生特別交付金事業に対応した補正であります。

議案第157号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計予算補正予算（第1号）につきましては、国保税の本算定確定に伴う歳入財源の調整が主な補正であります。

議案第158号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、今泉新平氏が6月末に任期満了を迎えることから、新たに委員を選任するため議会の同意を求めるものであります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

#### 報告第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） ただいま町長の説明が終わりましたので、日程第4、報告第39号 繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔報告第39号を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第39号 繰越明許費繰越計算書について、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、去る3月に開催されました第8回鏡石町議会定例会において、議決をいただきました平成20年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の繰越明許費であり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的な内容につきましては、2ページをお願いしたいと思います。

この内容につきましては、国の第2次補正予算に対応した事業でございます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、事業名が定額給付金事業。翌年度繰越額が2億473万6,000円であります。本事業につきましては、3月19日に申請書を発送し、同月23日から受付を開始。これまで97%の支給が完了したところでございます。この申請は、9月24日まで申請受付を行う予定でございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、事業名が子育て応援特別手当事業でございます。翌年度繰越額が912万円でございます。本事業につきましては、定額給付金の申請に合わせ、申請書を発送し、これまで定額給付金同様97%の支給が完了したところであります。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、事業名が地域活性化生活対策臨時交付金事業、開拓中道線、笠石287号線改良。翌年度繰越額が4,000万円であります。本事業につきましては、2路線とも測量、設計、用地買収等も順調に進んでおり、早期完了に向け取り組んでいるところでございます。

次に、9款消防費、1項消防費、事業名が地域活性化生活対策臨時交付金事業、消防ポンプ自動車更新及び同事業でございます防災無線機器更新でございます。翌年度繰越額が消防ポンプ自動車更新が1,708万4,000円。防災無線機器更新が1,260万円でございます。本事業につきましては、防災無線機器の購入については、先の臨時会において契約締結の議決を受け、納品に向け事務を進めております。消防ポンプ自動車の購入につきましては、先月に入札を行い、今定例会に契約締結の議案を提出しているところでございます。

次に、10款教育費、2項小学校費、事業名が地域活性化生活対策臨時交付金事業、第一小学校校舎耐力度調査。翌年度繰越額367万5,000円。同じく3項中学校費、事業名が地域活性化生活対策臨時交付金事業、鏡石町中学校校舎耐震診断。翌年度繰越額231万であります。本2事業につきましては、調査、診断の業務委託を行っており、8月末に業務が完了の予定でございます。

以上、ご報告申し上げます。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第39号 繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

報告第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第5、報告第40号 上水道事業会計予算繰越計算書についての件  
を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔報告第40号を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、小林政次君。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） ただいま上程されました報告第40号 上水道事業会  
計予算繰越計算書につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の繰越につきましては、ことし3月の第8回議会定例会において議決していただきま  
した平成20年度鏡石町上水道事業会計補正予算の建設改良費につきまして、地方公営企業法  
第26条第3項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、4ページにより説明いたします。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名が配水管布設事業であります。予算計上額が  
864万2,000円。測量、設計業務委託としての支払義務発生額が59万8,500円になりまして、  
翌年度へ繰越額が804万3,500円となります。

内容としましては、不時沼、諏訪町地内2カ所の配水管布設事業であり、今月末に入札予  
定であります。2カ所の事業はいずれも地域活性化生活対策臨時交付金対応分となります。

以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申  
し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

報告第40号 上水道事業会計予算繰越計算書についての件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

議案第153号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第6、議案第153号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第153号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

税務町民課長（高原芳昭君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第153号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国の緊急少子化対策事業といたしまして、出産育児一時金につきまして一律引き上げの措置がなされることから給付額の見直しを行うものであります。

詳細につきましては、6ページよりご説明申し上げます。

鏡石町国民健康保険条例（昭和34年鏡石町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加えるものといたしまして、経過措置といたしましては、平成21年10月1日から23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置となっております。

6項でございますが、被保険者又は被保険者であった者が、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出生したときに支給する出産育児金について本則の第6条の規定の適用について、同条中の「40万円」とあるのを「42万円」とするものであります。

附則といたしまして、この条例につきましては平成21年10月1日から施行するものであります。

以上、ご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

3番（渡辺定己君） 3番、渡辺でございます。

ただいま上程されました議案第153号 国民健康保険の条例を一部改正する条例でございますが、これは国の少子化緊急対策事業でありまして、2年間で少子化にどれだけの歯どめがかかるか、ちょっと疑問に思うところであります。なお一層の今後の対策が大事であろうかと思っております。町においては2年と言わずに妊婦健診同様、平成23年度以降も継続をできるかどうか、お伺いしたいと思えます。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

税務町民課長（高原芳昭君） 3番、渡辺議員の質問にお答え申し上げます。

このたびの改正につきまして、国の緊急雇用対策ということでございまして、町として23年度以降継続できないかというご質問でございますが、この措置につきましてはあくまでも時限立法ということでございまして、附則条項で本則規定をしている部分でございますが、継続につきましては、そのときの社会情勢等、いわゆる出産費用等の状況をかんがみながら検討したいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第153号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

本案について原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第154号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第7、議案第154号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第154号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

税務町民課長（高原芳昭君） 初めに、さきの協議会におきまして、このたびの鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げたところでございますが、お渡しいたしました追加資料によりまして、改正項目等の追加がありますので、説明させていただきたくお願い申し上げます。

鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の項目の追加について。さきの説明においてこのたび特例世帯に係る部分の額が抜けておりましたので、それについて説明させていただきます。

第5条の2、こちらにつきましては医療給付費の世帯別平等割につきまして、第2号の特定世帯につきまして「9,925円」を「9,000円」に改めるものであります。

第7条の3第2項、こちらにつきましては後期高齢者の支援金の世帯別平等割につきまして、第2号で特定世帯につきまして「3,800円」を「3,000円」に改めるという内容でございます。

次に、第23条第1項第1号から下段の同号のイまでの内容につきましては、それぞれ7割、5割、2割の軽減につきまして、医療支援金分関係の特定世帯に係る部分での額の改定の内容でございます。こちらにつきましては、23条の第1項1号イにつきましては、特定世帯「6,948円」を「6,300円」に改める。下段の特定世帯イの（イ）につきましては「2,660円」を「2,100円」に改めるものであります。2号のイ（イ）の特定世帯につきましては「4,963円」を「4,500円」に改めるものであります。同号イ（イ）特定世帯「1,900円」を「1,500円」に改めるものであります。3号イ（イ）特定世帯を「1,985円」を「1,800円」に改めるものでありまして、同号エ（エ）の特定世帯「760円」を「600円」に改める内容。以上を追加とさせていただきます。

それでは、ただいま上程されました議案第154号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国保事業の医療給費が年々伸び負担が減っている状況にあり、国保

財政の安定等も視野に入れながら、国保税の応能、応益について按分率の検討見直しを行い、このたび税率の改正を行う内容であります。

詳細につきましては8ページ、お開きいただきたいと思います。

鏡石町国民健康保険税条例、昭和33年鏡石町条例第17号の一部を次のように改正する。

第3条第1項につきましては、所得割の税率でありまして、「100分の5.45」を「100分の6.00」に改め、第4条中につきましては資産割の税率でありまして、「100分の10.00」を「100分の8.75」に改めるものであります。

第5条中につきましては、被保険者に係ります均等割「19,800円」を「22,000円」に改め、5条の2の第1号につきましては世帯別の平等割について、「19,850円」を「18,000円」に改めるものでございます。同条2号中、特定世帯につきましては、「9,925円」を「9,000円」に改めるものであります。

第6条中については、後期高齢者支援金等の所得割につきましては、「100分の1.65」を「100分の1.85」に改め、第7条中につきましては後期高齢者支援金等資産割について、「100分の10.85」を「100分の7.70」に改めるものであります。

第7条の3第1号につきましては、後期高齢者支援金平等割についての「7,600円」を「6,000円」に改め、同条第2号中特定世帯につきましては、「3,800円」を「3,000円」に改めるものであります。

次、13行目からの23条の関係でございますが、こちらにつきましては軽減関係でございます。23条第1項第1号ア中につきましては、「13,860円」を「15,400円」に改め、同号イ（ア）中は、「13,895円」を「12,600円」に改めるものであります。同号イ（イ）「6,948円」を「6,300円」に改め、同号エ（ア）中を「5,320円」を「4,200円」に改め、同号エ（イ）中「2,660円」を「2,100円」に改めさせてもらうものでございます。

次に、5割軽減関係でございますが、同項第2号（ア）中「9,900円」を「11,000円」に改め、同号イ（ア）中「9,925円」を「9,000円」に改め、同号イ（イ）中「4,963円」を「4,500円」に改め、同号エ（ア）中「3,800円」を「3,000円」に改め、同号エ（イ）中「1,900円」を「1,500円」に改めるものであります。

次に、2割軽減関係でございますが、同項第3号ア中「3,960円」を「4,400円」に改め、同号イ（ア）中「3,970円」を「3,600円」に改め、同号イ（イ）中「1,985円」を「1,800円」に改め、同号エ（ア）中「1,520円」を「1,200円」に改め、同号エ（イ）中を「760円」を「600円」に改める内容でございます。

次に、24条の第1項に次の1項を加えるものとしたしまして、こちらにつきましては新たに固定資産税の減免の規定の追加としたしまして、3号にその他の特別の事由があると認められるものを追加する内容でございます。24条第2項中につきましては、前条前項の第1

号に新たに3号を追加したために、条文の見直しを掲げる部分でございます。

24条の第2項中の「前項第1号」の次に「及び第3号」を加え、同条第3項中「前項第1号」を「第1項第1号及び第3号」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例につきましては、施行期日公布の日から施行するものとしたしまして、適用区分につきましては2、改正後の鏡石町国民健康保険税条例の規定につきましては、平成21年度以降の年度分の国民健康保険税について適用いたしまして、平成20年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、ご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 13番議員の円谷寛でございますが、6月議会は国保議会という通称言われるくらい、この国保税の問題は非常に大事な議案でございますので、皆でやはりじっくり議論をしていただきたいものだというふうに思います。

質問、最初にお尋ねを申し上げたいのは、今回の改正のねらいと申しますか、思想と申しますか、いわゆる国保税は9月議会に去年提案されました監査報告書においても、大変未納が多いということが言われております。では、この未納者の階層と申しますか、どういう部分が未納になっているか。

私は察するにですね、これは勤労者、社会保険があった人が、社会保険から外れた場合のこの負担というものが、非常に私は過酷な、私もかつて勤労者時代に社会保険がありまして、そこから国保に切りかえた、このときの負担感というものは大変重いわけでございます。特に私の場合は、町会議員になりましたからその報酬が上乘せになる。この報酬の上乗せというのは、国保税の対象者だけなんですね。社会保険の場合はならないんですね。この辺にも、まず私は非常に不公平感を感じたわけでございますけれども、それはさておくとしたしまして、この改正によって、国保税の滞納者の負担と言っては何でしょうけれども、滞納が減るような改正をやっていかないと耐え切れなくなると。

私は、国保税は好んで滞納している人はいないような気がするんですね。というのは、保険証を取り上げられてしまうんですからね。だから、これは深刻な問題なんです。ですから、私は滞納者の階層というものは、今どういうふうに分析をしているのかわかりませんが、どういった階層が滞納していて、そして、どのようにすればもっと滞納を減らせるかということ、まず発想の根本に置いていただかないと、この問題はなかなか解決しないの

ではないかというふうに思うんですね。

その第1件と、もう1つは、滞納をどういうふうにとらえるかという問題があると思うんですね。滞納して未収になったと、しかし、医療費は払っていかなければならないわけですね。ですから、払ってもらえる方の負担を国保税ふやしていけば、滞納者の繰り越しといいですか、滞納繰越といいですか、そういうものはどんどんいっても、何ら国保財政は運営できるというようなシステムに、私はちょっと違和感を覚えるんですね。やはり、この滞納というのは、滞納者の責任でもあり同時に、やはり集めきれない町の責任だと思うんですね。ですから、それを安易におさめている人たちに負担を賦課をしていくということは、ちょっと私は違うのではないかと、町民の立場から言って。善良なる納税をしているそういう町民から言って、ちょっと違うのではないかというふうに思いますので、この辺のとらえ方ですね。2割、3割集まらなくても、そのおさめている人にその分上乘せをしていって課税をしていけば、この問題はクリアできるというふうな発想がもしあるとすれば、これは善良なる納税者に対する私は背信だと思います。

一生懸命集めて、そして集めきれない部分は、やはり町の責任でこれは処理をしていかないと、善良な納税者はどんどん滞納がふえる分、その分重くなっていく仕組みですね、この仕組みについても、やはり我々はもう少し考えて、滞納の整理も本気になってやらなければなりませんし、私が何回もこの場で一般質問などで医療費の削減ですね、ジェネリック薬品のPRなど一生懸命やるべきではないかということも、何回も主張しているんですけども、そういう問題に対する取り組みも含めて、やはり町の責任として、その滞納の部分はとらえて課税というものを考えていくべきではないかという、その2点について、まず質問したいと思います。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

税務町民課長（高原芳昭君） 13番、円谷議員の質問にお答え申し上げます。

まず1点目、国保税の滞納、その階層というか、滞納者の理由というか、その状況の把握ということでございますが、国保税の滞納者、いわゆる仕事をやめて国保税に移行した方たちへの負担が多くなっているのではないかとご指摘がございしますが、現実、その状況下で、国保税の課税につきましては、前年度の所得という状況で課税することになっておりますので、負担感が増す方も当然おられると思います。

国保税の徴収につきましては、本来皆さん納めていただくのが原則でございますが、そういった滞納者、納付困難な方につきましては、個別的な相談等もかけながら分納という形で、税の公平性から考えればおさめなくていいということではございませんので、分納なりの形

で処置しながら徴収のほう、滞納整理のほうも考えながらやっている状況でございます。

次に、滞納者の仕組みということでございますが、滞納をどうするのかということでございますが、こちらにつきましても、本来滞納部分を課税に転嫁している状況ということではございませんが、現実未納者があるということで、現に徴収者の分で負担しているのではないかとご指摘もございますが、現実、この滞納の整理につきましては、極力徴収に力を傾注しながらやっている状況で、保険証短期証なり資格者証なりの対応をしている状況もございまして、滞納につきましては、他の税の関係もございまして、手をこまねいている状況ではございませんが、徴収のほうには力を注ぎたいというふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 再質問させていただきますが、今回の所得割、資産割、均等割、平等割、大きく分ければ応能、応益とかという形で運営されるんだろうと思うんですけども、この改正に占められているその発想といたしますか、どういう視点でこのような所得割、資産割、均等割、平等割、応益と応能の負担割合を変更したこの思想といたしますか、例えば、20年度は応能が52.125からことしは52.10と減ったと。応能割が若干ですけれども減ったと。応益が若干ふえたということは、低所得者に対する別な扱いもあるのですけれども、ざっくりばらんに言って、これは低所得の人が負担になるのかなんていうふうに、1,179円ですけれども、思ったりしているのですけれども、この変えた思想といたしますか、なぜこのように応益率と応能率を変更したのかということ、まずお尋ねしたいと思います。この辺の説明をよろしくお願いします。

議長（今泉文克君） 税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

税務町民課長（高原芳昭君） 13番議員の再質問にお答え申し上げます。

このたびの改正の趣旨というか、応能、応益の考え方ということでございますが、国保税につきましては、所得割、資産割、均等、平等という形で応能、応益に分かれています。基本的な考えといたしまして、このたび所得割につきましては、対前年度0.75上げさせていただきました。こちらにつきましては収入、所得のある人には負担をお願いするというところで、所得割の考えを挙げたところでございます。

資産割につきましては、対前年で減額というか、パーセント的には落としてありますが、こちらにつきましては平成21年度固定資産の評価替え見直しの年でありまして、全体的に評価額が下がっているという状況下にありまして、本来固定資産等持っている方々につきまし

て、かなり高齢化しておりまして、そちらにつきましては年金等からのそういった部分での収入などで固定資産的な資産割についての負担というのが出てくるという観点から、固定資産については上がっている要素もございますので、固定資産については、そういった状況から下げさせていただきました。

次、均等割でございますが、こちらにつきましては世帯の一人一人に均等が係るということでございまして、こちらについては平等割について下げさせてもらったのは、世帯の中で一人世帯等の観点もございますので、一人世帯の加重分があまりにも多すぎるのかということで、平等割について下げさせてもらって、かわりに均等割のほうを上げたという形で、応能、応益の割合を、そのような考えで示させていただきました。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 続いてお尋ねしたいのは、先ほどの未納の実態です。どういう部分が未納といいますか、この収納率を下げているのか。この辺をどのように分析をし、またそれに対してどのような取り組みをいわゆる町当局は考えているのか、その辺についてお尋ねしたい。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

税務町民課長（高原芳昭君） 13番議員の再々質問にお答え申し上げます。

未納の対策ということで、どういう分析になっているのかということでございますが、未納者につきましては、内容等の分析、詳しくはこの資料等持ち合わせてはございませんが、いわゆる国保、社保間の離脱で国保加入という状況の中で、収入が減った方々の未納もさることながら、国保世帯につきましては自営業等が多い関係がございますので、そういった収入減による未納というのは、主な内容というふうに分析しております。

そちらの対策という形でございますが、先ほどもご説明申し上げましたが、収納、徴収に対して、いっぺんにおさめてもらうという状況下でなければ、先ほど申しましたように……

〔発言する者あり〕

議長（今泉文克君） 暫時休議いたします。

休議 午前11時18分

開議 午前11時18分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

税務町民課長（高原芳昭君） 徴収等につきましては、実際に訪問などを行いまして家庭状況、生活状況等把握しながら分納誓約を行いながら徴収のほうを進めて、無理な状況でないような形で納められる状況でお願いしながら、滞納整理をしている状況でありますのでご理解いただきたいというように思います。

以上、説明といたします。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） ただいま提案になっております154号について、ちょっとお尋ねいたします。

今、この長い経済不況のもとで、今年に入って生活保護世帯の急増と大変国民生活が厳しい状況になっていると。高い国保税が払えない世帯数がふえているという新聞報道もありまして、医者にも行けないという状況も聞いております。

今回の改定で、低所得者に対しても配慮はされていると思いますが、鏡石町での滞納者としますと資格証明ですね。短期を含めて世帯数どれくらいになるのか。

また、国保税の引き下げ等にいろいろ苦勞されていると思いますが、基金の活用等もあると思いますが、現在の基金残高は幾らなのか。

今回の按分率等の改定によって1世帯平均の国保税が幾らなのか。前年度に比べての差がどのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

税務町民課長（高原芳昭君） 14番、円谷寅三郎議員の質問にお答えいたします。

まず、第1点目でございますが、資格者証、短期者証の人数ということでございますが、こちらにつきまして今ちょっと資料等持ち合わせておりませんので、後ほど説明させていただきます。

次に、国保基金の残高でございますが、20年度5月末でございますが1億4,562万3,000円が国保基金の今、残高となっております。

このたびの改正におきまして、1人当たりの課税が対前年とどのくらいということで、このたびの改正につきましては、本町におきまして医療給付、後期高齢者の関係での1人当たりの課税額につきましては7万1,995円になっておりまして、対前年といたしまして、1,179円の伸びというふうになっております。

以上でございます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第154号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（今泉文克君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第155号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第8、議案第155号 消防ポンプ自動車購入契約の締結についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔第155号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第155号 消防ポンプ自動車購入契約の締結につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、平成20年の国の第2次補正予算の対応でございまして、20年繰越明許費として計上いたしましたものでございます。このポンプ車につきましては、消防力の強化を図るために、経過年数が間もなく24年となります第3分団駅前地区に配車の予定でございます。

そして、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、契約の目的といたしまして、消防ポンプ自動車CD 1、1台の契

約でございます。購入の方法につきましては、指名競争入札。契約の金額は1,564万5,000円であります。契約の相手方につきましては、郡山市田村町金屋字孫右工門平57番地。和田自動車株式会社。代表取締役和田純一であります。納入期限は平成21年11月30日となっております。

なお、購入に係る入札につきましては、5月26日に指名業者7社によって執行したところでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいまの議案第155号の件について質問をさせていただきます。

まず、第1点はその財源の内訳で、先ほどの繰越明許費の繰越計算書によりますと、消防ポンプ自動車の更新の件は、予算が1,708万4,000円の予算で、特定財源1,500万、一般財源が208万4000円と、こういうふうになっているわけです。それで結果として、1,564万5,000円になったわけですが、この場合の特定財源と一般財源との割合は、どのような金額になるのかというのが第1点の質問です。

もう1点は、我々は非常にこの辺の専門的な知識には乏しいんですけれども、1,564万5,000円という消防車、大変私は高いと思うんです。高い理由といたしますか、前は成田のボックス型で1,200何ぼで高いと思ってきたんですけれども、さらに300万も高いんですね。高い理由といたしますか、なぜこういう高い物に消防自動車というのはなっているのか、その理由を1つと。

3点目は、今回の入札の業者の指名と入札金額、これについてお尋ねしたいと思います。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問に答弁を申し上げます。

まず、1点目の財源の内訳でございますが、先ほど報告第39号の中でご説明申し上げました、消防費の中の消防ポンプ自動車、繰越額が1,708万4,000円で、特定財源1,500万と一般財源208万4,000円を充当するというようなことでございまして、こちらの中身につきましては、いわゆる国の財源の中で第2補正の充当ということで1,500万を充当し、一般財源を

こちらのほうに充てるといふふうなことでの財源の内訳になってございまして、今回入札の結果、1,564万5,000円でございますので、こちらの金額、先ほどの中身の中でのとおり1,500万と、64万5,000円というような形になりますので、そちらの財源の内訳は、記載の先ほどの報告のとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に2点目の高価な理由でございますが、こちらにつきましては消防ポンプ自動車、いわゆる特殊車両でございまして、本体車両に艤装をかけるというふうなことでもございまして、一般市場で出回る物でもないわけでありまして特殊な関係から、先の平成14年に購入した金額よりは300万ほど高価になっておりますが、いわゆるそれぞれの部品の高騰等によりまして、こちらの入札の結果高くなっているという状況でございますので、ご理解いただければというふうに思います。

なお、今回の指名業者7社でございますけれども、申し上げますと1社は株式会社ホシノ郡山支店、もう1社はトーアン株式会社、もう1社は有限会社渡辺鉄工消防用品、もう1社につきましては株式会社磐水社白河営業所、もう1社につきましては福島いすゞ自動車株式会社県央店、もう1社につきましては福島トヨペット株式会社須賀川店、そして今回落札いたしました和田自動車株式会社でございます。

なお、入札の金額はご提案いたしましたとおり、1,564万5,000円でございます。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 今の最後の入札価格の件は、ここに載っているのは落札価格なんです。そのほかの業者の入札価格を教えてくださいと、こういう質問をしています。

議長（今泉文克君） 総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員の再質問にご答弁申し上げます。

先ほどの入札の件でございましたけれども、各社のいわゆる札入れの金額というふうなことだろうというふうには思いますが、こちらにつきましては入札の結果の縦覧ということで、閲覧をしております。それぞれの中で今持ち合わせておられますので、閲覧にてかえさせていただきますというふうに思います。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 8番、木原秀男でございます。

ただいま消防ポンプの自動車購入の契約の件ですけれども、1つは1,564万5,000円の中に税関係がこれに入っているのかどうか。また、これは別だと思ふんですけれども、1つそ

れを聞いておきます。

そして、2つ目は、どういう入札の案内を出したのかということなんですが、これは今ちょっと7社ということをお聞きしたんですが、その中でディーラーとして入っているのは、いすゞとトヨタのみで、ここにある和田自動車とか、ホシノ云々というふうなメーカーは、私はあまり聞いたことがない。ディーラーではない自動車会社とか、それは商社ではないかと思うんですよ。だから、どういうふうな入札の案内をしたのかということと、税関係ですね、この中に入っているのか、また別になっているのかというふうなこと、この2つをお聞き申し上げます。

議長（今泉文克君） 総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、税関係の金額が入っているのかということでございますが、いわゆる契約総額でございますので、こちら総額で1,564万5,000円というようなこととなりますので、こちらにつきましては、すべて入っているというようなことをご理解いただければと思います。

それから入札の案内についてはどうなのかということで、先ほど申し上げましたとおり、こちらの中ではいわゆるディーラーといたしましては、福島いすゞ、福島トヨタというふうなことが入っておりますが、それぞれ指名した業者につきましては消防用品の総合メーカーでありまして、それぞれ消防ポンプ車等も取り扱っているメーカーでございます。その中で入札を執行したというようなことでございますので、これまでの前例等も見ながら進めてきてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 8番、木原秀男君。

〔8番 木原秀男君 登壇〕

8番（木原秀男君） 再質問させていただきます。

いわゆるディーラーは下物、上物はメーカー、上物というのは例えばポンプ関係ですよ。そういうふうな物は前田ポンプとか、森田ポンプとか東急とか、そういうふうな特殊車両を扱っているメーカーがあるんですよ。ですから、結局こういうふうなホシノ云々、和田自動車関係というのは部品を扱っている、いわゆる商社なんですよ。

だから結局私が言いたいことは、やはり例えばポンプのメーカーとか、消防車にとって一番大事なのはポンプのメーカーなんですよ。ポンプとか部品関係、というのも部品はどういうふうな物でもまがい部品もあるんですよ。ただやはり純粋な部品を使わなければならないということで、特殊車両メーカーを中心とするというふうな入札の案内ということと、もう1つは、その下物のディーラー関係に案内すべきではないのかというふうなことなんです。

ホースのにせもの、こういうふうなものは最近出回っていますよ、まがい品ということで。だから、入札の案内の先をもう少し研究されたらどうだったのかというふうな気がします。

もう1つお尋ねしたいのは、そうするとこのメーカーの特徴というふうなものをつかんでおられるのかどうか、ポンプの特徴。2つお尋ねします。

議長（今泉文克君） 総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 8番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

まず、ディーラーといわゆる総合メーカーの関係でございますが、これまでの指名7社につきましては、過去の納入実績等を勘案しながら指名をしたわけでございまして、それぞれの業者はそれぞれの自治体に、また消防関係の組合等への納品実績もございましたので、そちらをもとに指名を行ったところでございます。

また、今回の消防ポンプ自動車の納入に当たりましては、仕様書を設けまして、特にメーカー等は指定しませんが、それぞれ主ポンプの形式、性能それから真空ポンプの形式、性能、それぞれ形状等を詳細にわたりまして仕様書として呈示をいたしました。その中で、それらをカバーできるものを納品するというふうなことを条件に札入れをしていただきましたので、それぞれ各社さん特徴があるとは思いますが、すべてこちらの仕様書をカバーするような形の物というふうなことでございます。なお、それらに規格外の物が仮に納品になったというふうなことでありましたら、それらにつきましてはいわゆる入札執行の中での業者の不正でございますので、その後の入札には参加できないというふうなことにもなりますので、そういったところは、業者のほうでも十分勘案しながら入札に参加しているものと考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 先ほどの質問に関係をするわけですが、成田の消防ポンプ車よりも300万近く高くなっているわけですね。その改良点、どのような点が前のよりもよくなっていてこれだけ上がったのか。国から来るからという形で安易に税金というものを使うとしたら、これは完全にモラルハザードだと思います。やはり、これほど前に買ったポンプ車より高くなっているんですね、300万近くも。そのときには、どういう点が改良されたくらいはわかっていなくては、やはり物の買い手としては私は失格だと思うんですね。車なんかほとんど、今度のトヨタのプリウスなんかの発表を見ても大幅に値段が下がっているんですね。車は売れないです、今、下げないと。そういう状況の中で、このような値段はやはり

ちょっと高すぎるというのが実感です。もう少しその辺は真剣にどういう点がよくなったから、これほど成田のポンプ車よりも300万も高くなったんだというような説明をしないと、やはり納税者は納得しないということを肝に銘じておかななくてはならないし、今回その点についてどのような検討がなされたのかお尋ねしたいと思います。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

以前の前例といたしましては、平成14年の6月にこういう契約の締結を議案として提出したものでございまして、14年の購入でございます。いわゆる7年前の購入というようなことになるわけございまして、それ以降どのような形でいわゆる性能等がよくなってきたのかというようなことございしますが、今回のいわゆる仕様の中での積算というふうなことになるわけでございますけれども、そちらにつきましては先ほど8番議員のご質問にご答弁申し上げたとおり、仕様書の中でそれぞれ車体、それからポンプの性能、それから真空ポンプの性能、備品等の個別の品目を出しまして、それぞれ実勢価格の中で積算をした結果が今回の予定価格、それから積算価格になってきものでございますので、当然7年の経過が過ぎていけば、いわゆるポンプの性能等も当時とは変わってきているでしょうし、その中身につきましては、今現在の価格の積算でございますので、そちらの中での予算執行というふうなことになりますので、ご理解いただければというふうに思います。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第155号 消防ポンプ自動車購入契約の締結についての件を採決いたします。  
本案について原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（今泉文克君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第156号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第9、議案第156号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第156号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、大河原直博君。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） ただいま上程されました議案第156号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、国の緊急雇用創出基金事業とコミュニティー助成事業に係るものが主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,465万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,465万4,000円とするものでございます。

また、13ページの第2表地方債補正につきましては、基盤整備促進事業費といたしまして、限度額を730万円に変更をするものでございます。

詳細につきましては、26ページからの事項別明細書によりましてご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

副町長（大河原直博君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第156号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたし

ます。

本案について原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（今泉文克君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第157号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第10、議案第157号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第157号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

税務町民課長（高原芳昭君） ただいま上程されました議案第157号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、国保税率改正と伴いまして歳入歳出の予算の見直しがかかることから、財源野組みかえをするものであります。

詳細等につきましては、事項別明細書よりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する〕

税務町民課長（高原芳昭君） 以上、ご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいまの国保税の補正についてお尋ねいたします。

34ページの34、35の歳入の内訳なんですけれども、一般被保険者国民健康保険税と退職被保険者等国民健康保険税と、この2つになっているわけですね。上段の一般被保険者国民健康保険税は医療給付現年課税 1,369万円の、後期高齢者支援金分が 920万円ということになって、下のほうの退職被保険者のほうは大幅増となっているわけなんですけれども、この辺の理由といたしますか、なぜこのような数字がここに出てきたのか、その辺をお尋ねいたし

ます。

議長（今泉文克君） 質疑に対する答弁を求めます。

税務町民課長、高原芳昭君。

〔税務町民課長 高原芳昭君 登壇〕

税務町民課長（高原芳昭君） 13番議員の質問にお答え申し上げます。

34ページの一般被保険者の国民保険税並びに退職被保険者の国民健康保険税の補正額の内容ということでございますが、あくまでもこの金額につきましては、保険税率等改正に伴う実績額でございまして、必要額に対して当初補正前の額で必要額を計上しておりましたが、このたび税率の確定によりまして、会計実績額でこのような数字になったということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第157号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第158号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第11、議案第158号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔第158号議案を朗読〕

議長（今泉文克君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、木賊政雄君。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） ただいま上程されました議案第158号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現委員であります今泉新平氏が今月30日をもって任期満了が参りますので、その後任といたしまして鏡石町岡ノ内340番地在住の斉藤栄治氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によって議会の同意をいただきたく、提案するものであります。

斉藤氏は昭和59年4月に税理士事務所を創業、現在は税理士法人斉藤会計事務所の代表社員として活躍されており、行政書士、福島県宅地建物取引業界会員など多くの役職を務められ、幅広い見識と統率力は多くの人々から信頼を集め、さらに鏡石ライオンズクラブ会員を初め、須賀川市倫理法人会代表を務められるなど、地域社会への貢献も積極的になされ、誠実、温厚で人柄もよく、固定資産評価審査委員として最適任者と思われるので、議会の同意をお願い申し上げたく、提案理由の説明といたします。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本案については、質疑、討論を省略し意見を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 異議なしと認め、意見を求めます。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

6番（柳沼俊行君） 固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについての賛成意見を述べさせていただきます。

ただいま上程されました議案第158号 固定資産評価委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の意見を申し上げます。

斉藤栄治氏は税理士法人斉藤会計事務所の代表社員である一方、行政書士、福島県宅地建物取引業界会員等の役職にあり、地域の方々の人望も厚く誠実にして公平な方であり、長年の職務経験による見識等は、固定資産評価審査委員会委員として適任であると思いますので、議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成意見とするものであります。

以上です。

議長（今泉文克君） ほかに意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 意見なしと認めます。

これをもって意見を終了いたします。

これより、議案第158号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第158号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午後 零時05分

開議 午後 零時06分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

休会について

議長（今泉文克君） お諮りいたします。

議事の都合により、あすの1日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、あす1日間休会することに決しました。

散会の宣告

議長（今泉文克君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時08分

## 平成21年第9回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成21年6月12日(金)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問  
日程第 2 陳情について  
          総務文教常任委員長報告  
日程第 3 決議案第3号 閉会中の先進地行政視察調査の実施について  
日程第 4 議会運営委員会所管事務調査の申出について  
日程第 5 議会運営委員会閉会中の継続審査の申出について

### 本日の会議に付した事件

議事日程第1から日程第5まで議事日程に同じ

追加日程第6 意見書案第15号 核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求め  
める意見書(案)

### 出席議員(14名)

1番	根本重郎君	2番	今駒英樹君
3番	渡辺定己君	4番	今駒隆幸君
5番	大河原正雄君	6番	柳沼俊行君
7番	仲沼義春君	8番	木原秀男君
9番	今泉文克君	10番	深谷莊一君
11番	菊地栄助君	12番	小貫良巳君
13番	円谷寛君	14番	円谷寅三郎君

### 欠席議員(なし)

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊政雄君	副町長	大河原直博君
総務課長	木賊正男君	税務町民課長	高原芳昭君
健康福祉課長	今泉保行君	産業課長兼 農業委員会 事務局長	小貫忠男君

都市建設課長  
教育長  
会計管理者  
兼出納室長  
選挙管理  
委員会委員

圓谷信行君  
佐藤節雄君  
八巻司君  
西牧英二君

課長課長会長者  
道課課員員理  
水兼育兼委員代  
下事育委員代  
上参教参教委農職

小林政次君  
遠藤栄作君  
吉田栄新君  
角田一幸君

事務局職員出席者

議会議務局長  
局

面川廣見

主任主査

相楽信子

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（今泉文克君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

一般質問

議長（今泉文克君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

根本重郎君

議長（今泉文克君） 初めに、1番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

1番、根本重郎君。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） おはようございます。

1番の根本であります。しばらくぶりというか、何年かぶりのトップバッターということで少し緊張をいたしております。

さて、今回の一般質問は、1つ目には住民参加型の町づくりについて、2つ目には個性ある教育についての2点であります。一部提案を含めましてお伺いをいたします。

自治体の多くは限られた財源の中で予算を組み、無駄をなくし、住民の安心・安全の町づくりを行っております。我が町でも同様であると思います。そこで、住民と対話や行動など一緒にやれることが数多くあると思いますが、次の3点についてどう考えるか、お伺いをいたします。

の路線バスの見直しについてであります。このことについては広報の6月号に記事が載っております。5月18日に各団体の長を集めた地域公共交通会議が開かれ、対応を模索していくようであります。私が通告した時点では、このことがわからなかったのであります。この会議の詳細と今後どのような方向へ進むのかをお答えいただきたいと思っております。

次に、1番の町内のバリアフリーのチェックであります。

町内でもいろんな障害がある方や高齢者のためのバリアフリー化は進んでおりますが、もっと優しい町づくりのために、障害者や高齢者そして健常者が一緒になって道路や施設のチェックを再度行ってはどうか。

番の我が家の一品料理（味自慢）についてであります。

これは各家庭でのお年寄りから受け継いだ料理や漬物、または新しくても自慢できるものを発表できる場を設けることができないでしょうか。

次に、大きな2番であります。

財政の影響もあると思いますが、いろんな基金を利用して町づくりを行っている自治体も多いようであります。として、これらの基金は民間を含め、どれくらいあると思うか。また、それらを利用した町づくりは今まであったのかどうか。

次に、1番、民間都市開発機構での、略して民都機構とも言いますが、住民参加型町づくりファンド支援業務というものがありますが、それはどのようなものなのか。

次に、個性ある教育についてであります。

各自治体では特色ある、個性ある学校づくり、授業づくりにいろいろな方法で取り組んでおります。そこで、以下のことについてお伺いをいたします。

1として、学習方法には、例えば百ます計算、あるいは辞書引き授業、環境への取り組み、朝の読書法など、全国的に広がっている方法も多いわけであります。我が町では、これを含めどのような特色ある学習方法がとられているのか、お伺いいたします。

次に、大きな2番であります。

家庭でテレビを一定時間消すと家族の会話がふえ、親子関係がよくなると言われておりますが、これらの指導は学校ばかりでなく、やっぱり教育委員会の中での保育所、幼稚園、学校への指導というものも必要ではないかなと思っておりますが、どうなのか、お伺いいたします。

次に、3番であります。

企業や団体が、学校や子供たちに対して多くの支援事業が全国的にあります。幾つくらいあると思うか。また、それらの基金を利用しての事業を行う考えはあるのか。例えば、例として加藤山崎教育基金、あるいはJATA環境基金、これは旅行関係の会社でありますけれども、あとはオーサー・ビジット。オーサー・ビジットというのは人気の作者、オーサーが各国の、各地の学校を訪問する、ビジットするというふうな意味で、これも全国的に広まっております。これは無償で有名な作家が来て、子供たちとかと接していくわけありますので、そのような方法もいろいろ考えられるのではないかなというふうにも思いますので、それらについてもお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

佐藤節雄教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 1番、根本重郎議員の質問にお答え申し上げます。

私のほうから2番の個性ある教育についてでございますが、まず、(1)の特色ある学習方法についてでございますが、幼稚園、小・中学校とも学習指導要領等を踏まえて、毎年度、教育課程を編成しまして授業に取り組んでおります。その教育課程を編成する中で、幼稚園、小・中学校では創意を生かした教育活動や学力向上に向け、指導計画と特色ある学習方法を取り入れた教育計画を立てて取り組んでいるところでございます。

町内の幼稚園と小・中学校での特色ある主な学習法としましては、幼稚園では朝の10分間、リズムに乗って体を動かし、脳と体にスイッチを入れる元気タイムや芝生での活動などがありまして、小・中学校では毎日10分間の朝読タイム、漢字、計算コンテスト、学習コンテストなどに取り組んでおります。

(2)番の家庭におけるテレビ等の時間帯の指導についてでございますけれども、平成20年度の全国学力学習状況調査では、平日3時間以上テレビを見ている児童・生徒の割合が、全国平均では小学校46.1%、中学校では39.7%に對しまして、本町の小・中学校とも全国平均を3.7から13.5ポイントも高い数値に達しております。また、この調査からゲームやインターネット、携帯電話に費やす時間も見過ごすことのできない状況にあります。このようなことから、子供たちだけでなく保護者に対しても、子供のテレビゲーム漬け、ネット漬けの生活を見直し、家庭の会話や家庭での自主的な学習の時間をつくるため、全体集会や学級懇談会の中で周知しているところでございます。本年度においては、町内の幼稚園から高校まですべての学校に呼びかけたノーゲーム、ノーネット日を町PTA連絡協議会が中心となって進めているところであります。

(3)の企業や団体による教育基金事業等についてでございますが、教育に対して財政面、人的面で支援している企業や団体があるのは承知しておりますが、すべての事業について把握はしておりません。基金の種類により、それぞれ応募資格や選考基準等があり、企業や団体の支援内容と学校との両方が合致するかなどを踏まえて、事業の要望については検討してまいりたいと思います。鏡石幼稚園では県サッカー協会の支援をいただきまして、JFAキッズプログラムを現在、受けておりまして、4回まで無料の支援を受けているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長(今泉文克君) 木賊総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長(木賊正男君) おはようございます。

1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

大きな1の住民との対話、行動など一緒にやれるものとして以下のことがあると考えられるが、どうなのかについてのご質問でございますが、初めに住民参加型の町づくり、協働に

ついでご説明を申し上げます。

地方分権の進展や長引く財政難、また、多様化する住民ニーズ等によりまして、自治体をめぐる環境は厳しさを増しております。そのような状況の中、地域の課題や住民ニーズに適切に対応していくためには、官と民の役割分担を見直し、目的に応じてNPO、住民、企業など、さまざまなアクター、行為者団体と協働による町づくりが必要となってきております。

今回のご質問の趣旨は、タウンミーティングなどを開催し、いろいろな立場の町民の方々から貴重なご意見を受けながら、町の施策に反映させ、ともに行動すべきではないかとのご意見であると考えてございます。そこで、各項目につきまして現状や考え方をご説明申し上げます。

まず、の路線バスの見直しにつきましては、ただいまご質問の中にもありましたとおり、現在、鏡石町地域公共交通会議を開催、設置をいたしまして、本町の公共交通施策を推進するため検討していただいております。なお、委員につきましては、住民代表、県職員、バス業者、学校長、町職員の16名で組織しているところでございます。

次に、町内の公共施設等のバリアフリーの状況でございますが、出入り口の自動ドア化及び車いす用のスロープ等の設置は既に完了してございます。ただし、障害者用のトイレの未整備な施設もあるため、今後は車いすを利用されている方を含め皆様のご意見を参考に、財政状況も勘案しつつ検討してまいりたいと考えております。

次に、の我が家の一品料理（味自慢）についてでございますが、地産地消及び食育の観点からご意見いただきました事項につきましては、今後の事業の参考とさせていただきたいというふうに思います。

次に、大きな2番目の基金を利用している町づくりを行っている自治体も多いようだという事で、(1)の民間を含めどれくらいあるのか。それらを利用した町づくりはあったのかについてご答弁申し上げます。

町づくりを目的とした一般的な基金については、全国の自治体の多くが設置しており、財団法人、民間を含めれば相当数があるものと思われませんが、設置数については現在のところ把握できておりません。また、それらの基金を利用して町づくり事業を実施したのかについてでございますが、現在のところ実績等は集約はできてございませんのでご承知いただきたいと思っております。

次に、の民間都市開発機構での住民参加型町づくりファンド支援とはどのようなものかについてでございますが、財団法人民間都市開発推進機構、略称を民都機構と申しますが、組織の詳細については、そのホームページに掲載されておりますのでご確認いただければと思いますが、概要について申し上げますと、同機構による住民参加型町づくりファンド支援業務の概要についてでございます。近年、地域住民、地元企業等がみずからの地域の再生の

ため資金を拠出してファンド基金を組成し、また、町づくりを支援しようとする先駆的な取り組みが見られ始めております。こうした地域の資金を支援により調達し、これを景観形成、観光振興等の町づくりへ誘導するため、住民参加型町づくりファンドに対して同機構が資金出資により支援する事業でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君の再質問の発言を許します。

〔1番 根本重郎君 登壇〕

1番（根本重郎君） 再質問させていただきます。

1点目は、大きい1番と2番の両方にかかわる基金の話なんですけれども、町づくりのほうも実際どのくらいあるかわからないと。あと、教育関係のほうの基金も、先ほどの答弁だと幾つあるかとらえていないというようなあれなんですけれども、やはりこれは今こういうふうな時期というか、非常に自治体の財政が厳しいということもありますんで、やっぱりこういうふうな基金を利用して、確かに基金を入れるためには相当数のあるいは職員や首長の努力が必要であるというふうにも思っておりますが、やはりこういうふうなことを見つけて、そして提出をしてみるというの、一つの職員というか、中の仕事量はふえますけれども、全国的に見て地方はやっぱり活性化が必要だというふうなことがありますので、ぜひこれはいろいろな基金をとらえて応募してやってみてはどうかというふうにも思っております。

先ほどの課長答弁の中で、民間の都市開発機構の説明あったんですけれども、細かくちょっとなかったんで、私のほうからもう一回聞きたいと思います。

これは、基金を市町村というか、地方団体が信託すると、ある程度納めて、その仕事があった場合にはその例えば何倍かになるか知りませんが、この拠出金を得ることができるというふうなシステムであるんで、わかる範囲でいいですけども、例えばこのファンドのあれは2,000万円、最高で5,000万円まで出せるというふうなことなんで、例えば2,000万円のいろんな事業を組んだ場合に、拠出金というのはどのくらい足していけばこれだけの、例えば2,000万円という金が出てくるのか。事業の中は調べてみますと、景観から町の魅力アップ、伝統文化の継承から観光振興、安全・安心な町づくりなど、あらゆるソフトではだめだけれども、ハード面ならいいよというふうなことがあるんで、ひとつこういうふうなものを研究して、町の活性化のために行ってはどうかというふうに思いますので、先ほどの拠出金というか、その金が例えば2,000万円にした場合にはどのくらい納めればいいのかということを知りたいと思います。

あとは、バリアフリーのチェックの件なんですけれども、ある程度はなっているというふうなことでありますけれども、やはり障害者でも障害の種類によっていろいろと違うわけがあります。例えば目の不自由な方と、あるいは足の不自由な方も同じバリアフリーでやれる

かということ、やはりなかなか容易ではない。しかし、両方やらなければならぬということもあるんで、やはり障害者の方と民間の数名で1回、町を歩ってもらって、そして、ここをちょっと直したほうがいいんでないかなというところは、かなりあると思うんですね。例えば傾斜ある場合には、車いすなら傾斜はいいですけども、足の悪い人は傾斜があると、やはり上るのは容易でない。変なというか、何センチメートルもない階段があるならば、逆に普通の階段にしたほうが上りやすいとかというふうなこともいろいろと出てくると思うんで、ぜひ3者でのチェックをお願いしたいというふうにも思っております。

あと、学習方法については、我が町でもいろいろとやっているというふうなことが、さっき教育長のほうから答弁がありましたので、これ以上のことは申しませんが、2番のテレビなんですけれども、テレビの問題は、私の一般質問の中でも過去に何回かやってはおります。さっきの中、パーセンテージ聞いたら、我が町の子供たちのテレビに対するあれが全国平均よりもかなり高いというふうなアンケートがあったんで、実際びっくりはしたんですけども、やはりいろんな統計の中でもテレビを一定時間消すと、要するにつけっ放しにはしないというふうなことなんですよね。

例えば一つの、これは日本小児学会によりますと、2歳以下の幼児のテレビの長時間ということが、後で明らかな言語能力の発達のおくれになるということが考えられるというふうな統計がありますので、これはやはり各家庭というふうなあれではなくて、やはり行政のほうからもっと注意、目で指導をしてはどうかと。やはりテレビを消すと、何かをするようになるんですね。テレビとか、あるいはビデオもそうですけれども、それはその画面だけを見ていて自分が考えようとしないと、画面だけを見ていて判断すると。ところが、例えば音楽とか、あるいはラジオとか、映像に映らないものを聞いたりすると、その子供がそれぞれの独自の対応ができるというふうなことがあるんで、やはりこれは幼児ばかりじゃなく、小学校、中学校へのそういうふうな指導はしていただきたい。そして家庭で例えば夕食なら夕食、朝食なら朝食の時間には10分とか15分テレビを消して、そしていろんな話をするというふうなことも、やはりこれは先ほどいろいろとネットの関係のあれで指導しているというふうなあれがありましたけれども、やっぱりテレビというものをそういうふうな位置づけから、ちょっと考えてみてはどうかと。

私事で申しわけないですけども、私の子供のうちにはテレビがないんですよ。2歳過ぎの子供いますけれども、実際ずっとテレビというものを見せていないんで、別に困らないみたいだし、あと親も別にテレビなくても、何か不自由しないようなことで、逆に子供に接していられるというようなことがあるんで、実際びっくりしたんですけども、だからうちに来ると、テレビつけたりすると孫はテレビ消してとっている。やはり、そういうようなことは小さいうちのしつけというか、環境なのかなというふうにも考えておりますので、

全部、全面的にテレビ消してということじゃなくて、やはりその時間に消すというふうな状況をつくってやるのが、やはり家庭でやりますけれども、行政の指導も必要ではないかなというふうに思いますので、強くお願いして2回目の質問を終わります。

議長（今泉文克君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

佐藤節雄教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 1番議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

1つは基金のこと、そのようなことに関連はあるんですが、できるだけ内容について調査をしてまいりたいと思っておりますし、教育課程の中で我が町の教育の特色に合う事業については、積極的に検討してまいりたいというふうに考えております。

家庭におけるテレビのことでございますけれども、一定時間テレビを消すということについては、先ほど町のPTA連絡協議会がことしから事業として進めているということでございますけれども、テレビを消すことによって会話が生まれ、コミュニケーションが生まれるというようなことで、県のほうでも進めております言語能力の向上にもつながるのではないかなというふうに思っておりますので、できれば町ぐるみでこのようなことが進めていければいいなと思っておりますし、さまざまな会報を通じて、小・中学校、幼稚園等と保護者を含めた中で呼びかけていきたいというふうに思っております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 木賊正男総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 1番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

まず、1番の基金の関係でございますが、ただいま教育長からもご答弁にありましたけれども、私につきましては財政の観点からということでご答弁させていただきますと、いわゆる歳入の確保の中ではあらゆる基金、それから制度の活用ということで、少ない財源の中でそういった新たな財源を活用するというふうなことも非常に大切であろうというふうに考えてございますので、そちらにつきましても、毎年、予算の編成時期には職員に説明をし、そういった新たなものを見つけるようにというふうなことも指導してございますので、ご理解いただければというふうに思います。

次に、2点目の民間都市開発機構での住民参加型町づくりファンドにつきましてはの支援要件と、それからどれだけの拠出金があるのかというふうなことでございますが、まず1つは、支援要件としては、1つ目には地域住民、地元企業等による町づくり事業への助成等を行う公益信託、公益法人、市町村長が指定するNPO等非営利法人、または地方公共団体が設置する基金であることというふうなことがまず1点目でございます。

2点目が、地方公共団体から資金拠出が行われていること。

3点目が、募集等によって当該町づくりファンドに住民、企業等からの資金拠出が既に行われ、または今後、行われることが見込まれるものというふうなことでありまして、対象事業につきましては、先ほど1番議員がご質問されたとおりでございます。

その中での支援の内容でございますが、支援の内容につきましても、先ほど1番議員からありましたように2,000万円が原則でありまして、必要と認められる場合には5,000万円まで拠出可能というふうなことでありますが、幾ら出せばというふうなことでありましたけれども、そちらについては当該町づくりファンドに対する地方公共団体の出資金額というふうなことがまず2点目としてありまして、そちらの中で最も少ない金額が対象支援の金額というふうなことが説明パンフレットの中にありますので、そういった内容かというふうに思いますが、こちら新たな町づくりの事業の中身でございますので、再度検討、研究はしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、3点目のバリアフリーについてでございますが、不自由な方々の体型はさまざまというふうなことでありまして、全くそのとおりであります。こちらは県、それから町においても、人に優しい町づくりというふうなことで事業を進めてございまして、それら実態調査というようなことでありますが、いわゆるタウンウォッチングかなというふうには思いますけれども、そちらにつきましては時期を見て、さらに検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 1番、根本重郎君の一般質問はこれまでとします。

渡 辺 定 己 君

議長（今泉文克君） 次に、3番、渡辺定己君の一般質問の発言を許します。

3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

3番（渡辺定己君） おはようございます。3番議員、渡辺定己であります。

第9回鏡石町議会定例会一般質問に当たり、2番目に登壇させていただきました。皆様方のご指導のもと通告しました2項目について質問させていただきます。

米づくりは本来、古来弥生時代から始められたと聞いております。外国の小麦と違って、武士の時代には何万石という勢力、そして賃金として支払っておりました。現代に例え、この庁舎を鏡石城とすると木賊政雄城主は何万石取りになるのか。城代家老はどのくらいになるのか、ちょっとだけ考えてみてください。それだけに、米には文化、歴史があるわけでありまして。

ところが20世紀に入り、高度経済成長期になり、自動車、鉄鋼などの輸出が盛んになり、その結果、ウルグアイ・ラウンドにより米の輸入も余儀なくされ、また、少子化などで米の消費量の減少により、米余りの時代になってきました。その結果、昨年にはカビなどの汚染米不正転売事件が発覚しました。この事件は、水田、農業対策の失敗の事例ではないでしょうか。国際観点から見れば、中国、インドなどの人口の増加、経済発展に伴う食糧需要の増加、バイオ燃料の需要増加で世界的に食糧事情は不足している現状ではないでしょうか。

水田の3割強は米をつくっていない状況です。理由としては、前にも述べましたが、消費量の減少で米余りが続き価格が下がり、その結果、生産調整が行われているわけで、しかしながら、麦、大豆への転作は課題も多く、小麦は乾燥を好み湿気を嫌うし、地域の水田での栽培は難しいのが現状ではないでしょうか。自給率40%台で推移をしていますが、自給率の向上、強化が必要であり、そのためには農家の所得を確保する施設や後継者の育成、農地等の基盤の整備も必要ではないでしょうか。

それでは、通告に基づき質問に入らせていただきます。

1の転作についてであります。

(1)として、政府においては経済危機対策として補正予算、農林水産部門では総額1兆302億円で、水田農業対策は水田即応型生産流通体制緊急事業1,168億円で、その中の水田有効活用推進事業畜産飼料で10アール当たり1万5,000円が加算になり、町単独補助も含め10アール当たり合計で11万5,000円になるわけであり、米生産とはほとんど変わらない状況になりますが、今後の生産者の方々の方策についてお伺いいたします。

また、これは通告には挙げなかったのですが、今後の生産者には、秋には刈り取りをする  
と米の販売により収入になりますが、WCS対応した場合、交付金、補助金等の支払いの時期について、あわせてお伺いいたしたいと思います。

(2)の米粉利用促進についてであります。現在、小麦の87%を輸入に頼っているのが現状であり、それにかわるものとして加工米、米粉が注目されております。少し前になりますが、家族の者が米粉を利用したパンづくりの講習会に行ってきました。私も試食してみたところ、もちもち感があり、腹もちもよく、大変おいしかったのであります。皆さんは試食をしてみましたか。

そこで として、米粉の利用促進し消費拡大を図るためにも、健康推進員など各種団体、そして学校の家庭科にパン、お菓子づくりの講習用教材として取り入れてはどうでしょうか。

として、学校給食に米粉のパンを取り入れてはと思いますが、検討してはどうでしょうか。お伺いいたしたいと思います。

(3)としては、特産品、町おこしの一環として、遊休農地の再利用、転作の加工米を含めて生産した酒米で清酒づくりをしてはどうでしょうか。日本人とお酒とのつき合いは長く、

1,000年以上とも言われております。神事や祭事などの儀式での役割が多かったのですが、生産量の増加とともに人々は飲酒そのものを楽しむようになってきて、酔うための酒から味わうための酒に移ってまいりました。日本酒といっても原料や製法の違いにより、幾つかの種類があります。吟醸酒、純米酒、本醸造酒とあります。一般的に原料に適しているのは、山田錦、五百万石、美山錦が代表的な品種であります。

家庭用で90から95%の精米歩合ですが、大吟醸酒で50%以下まで精米するそうです。最近では35から40%の大吟醸酒が多くなってきて、原料のしんの部分だけ使っているようです。また、まずい米のほうがうまい酒になると言われております。それは、アルコールの発酵は、酵母の糖分を食べてアルコールを出しますが、米には糖分がありませんから発酵しません。それで、日本酒はこうじ菌の酵素によって糖分に変え、そこに酵母を加えてアルコールにしております。日本酒をつくる際、使用する米は普通の米より小さく削れているために、大粒でかたく壊れにくいことが必要になってきます。だから、まずい米がおいしい酒になると言われております。でき上がったお酒、アルコール度16から19%で甘味があり、まろやかな味わいで、飲んでみてつくづく日本人でよかったなとしみじみ思います。どうでしょうか、ほかの地域でもつくっているところがありますが、我が町においても調査、研究してみませんか。いかがでしょうか、お伺いいたしたいと思います。

次に、(4)ですが、カントリーエレベーター等の施設利用の取り組みについてであります。前段で申し上げましたが、補正予算の中で強い農業づくり交付金がありまして、36億円計上してあります。年々米価の下落、経営者の高齢化に加え農業機械も高価になってきました。コンバイン、乾燥機、合わせて1,000万円以上になるわけで、町においても共同利用のライスセンターが何カ所かありますが、町全体で取り組みをすると大変コスト面で安く済むのではないのでしょうか。難しい面もありますが、検討してみてもいいと思いますが、どうでしょうか、お伺いいたしたいと思います。

続きまして、大きい2番の高久田・一貫線についてであります。

平成19年度開通を目指し工事を進めてきましたが、須賀川市の1地権者の同意が得られず、現在に至っております。今まで対応に大変苦慮されたものと思います。そこで、お伺いしたいのは、私から言うまでもないが、この事業は地方道路整備臨時交付金事業で国の直轄事業でもあり、このままの状態で行くと何のための道路かと思えます。蒲ノ沢交差点の朝夕の混雑の解消に向け、そして岩農の生徒の通学路として、地元ならず多くの人たちが早期の全面開通を願っているわけであり、現在まで、須賀川市そして地権者にも考慮する時間の猶予はあったのではないのでしょうか。そこで、県と市との協議をして強制的執行、通告には強制的な推進とありましたが、強制執行をかけられるかどうか。いろいろ事情はあると思いますが、検討してみてもいいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

木賊政雄町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 3番、渡辺定己議員の質問にお答えいたします。

2番の高久田・一貫線について、県、須賀川市と協議、対応をして強制的な執行はできないかについての質問のお答えをいたします。

ご承知のとおり、須賀川市との接続部を残しまして、鏡石町の区間は全部完了しております。須賀川市の一部地権者が未同意であることから、須賀川市当局と懸案事項として事業の促進を協議してまいりました。また、折に触れ、私も相楽前市長時代から要請してまいりました。さらに本年度当初に担当課長、部長初め橋本市長への懸案事項の推進について、再度お願いをしたところであります。この間、市の担当課長からは、地権者に対し四十数回の交渉を行い、また出された要望についてほとんどの処理を行ったと、そういう状況でありましたけれども、理解が得られない状態になり、このことから昨年は1年間の冷却期間を置くことになり、今年度、解決に向けて再交渉に入ることになっているとの回答がありました。

高久田・一貫線については、須賀川市と本町を結ぶ幹線として重要な位置づけがなされており、今後も引き続き一日も早い解決に向け、市長に強く要請をしてまいります。なお、市当局は円満な中に解決を見たいということ、今、努力をしているところでございますので、我々も推移を見守っていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 小貫忠男産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

1番の転作についての（1）畜産飼料（WCS）の今後生産者に対する推進はにつきましてですが、生産調整につきましては、昨年12月に生産数量の配分を受け、町において生産数量目標及び作付面積目標を決定したところであります。平成21年度の推進方策の一つとしては、稲WCSの町単独の助成を決定し、本年3月に各地域において説明会を開催するなど生産調整の推進を行いました。この結果、5月末日現在で6.3ヘクタールの取り組み実績となっております。なお、先月末の国補正予算の成立を受け、今月下旬から再度、地域へ稲WCS飼料用米を中心に生産調整の推進を図りたいと考えております。

また、生産調整の交付金の支払いについては、農家の不利益にならないよう町単独の助成金については10月末日までに、さらにその他の交付金については国・県等へ早期の支払いができるよう働きかけをしていきたいと考えております。

次に、(2)番、加工用米(米粉)の使用促進についての 各種団体、学校等でパン、お菓子づくり料理講習会の開催についてはどうかということですが、米粉の使用促進につきましては、米粉製品を製造しようとする事業者に対する研修会や、一般の方を対象とした米粉料理教室等が開催されるなど、米の生産調整に加え、食料自給率の向上や地産地消につながる取り組みとして期待が高まっております。町でも米粉の利用推進を目的に、町内のパン屋、和洋菓子店、農産物加工者、授産施設などにチラシなどの配布を行っております。米粉は小麦粉の代替として使用する場合に今までと違った技術が必要となるため、今後、県と連携を図りながら各種の支援を行っていきたいと考えております。

番の学校給食への取り組みについてでございますが、学校給食用米粉パンの取り扱いについては、現在まで研修会等への参加や、導入に当たっての課題等について検討してまいりました。この中で一番の問題点は価格差であり、パン1個の価格が米粉パンだと約5割増となります。このため、保護者の理解を得るのが難しい状況にあります。今後、米粉パンの導入につきましては、検討課題とさせていただきたいと考えております。

次に、(3)番、特産品(町おこし)の取り組みについてでございますが、町では、現在、鏡石町産の特別栽培米コシヒカリ、牧場のしずくを町のブランド米として作付の推進並びにPR活動を行っております。

清酒づくりにつきましては、今年度、初めての取り組みといたしまして、町観光協会を中心に牧場のしずくを使用して製造する計画があり、農協、鏡石米づくり部会とも、今後、協議を進めていく状況にあります。

次に、(4)番、カントリーエレベーター等産地基幹施設利用の取り組みについてでございますが、カントリーエレベーターの貯蔵量は数千トンと大規模であります。これらの施設の利活用を検討していくためには、まず地域のまとまりや共同活動への理解が重要になると考えております。このため、農用地利用改善団体の設立や育成、さらに特定農業団体へのステップアップと地域の実情に合わせ活動を支援するとともに、地域の状況に応じて活動組織の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(今泉文克君) 3番、渡辺定己君の再質問の発言を許します。

3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

3番(渡辺定己君) 再質問させていただきます。

(1)の推進策についてであります。私も年間通じて畜産農家より堆肥を購入しておりますが、輸入牧草を利用している関係上、最近、外来種の雑草が入ってきております。河川ばかりではなく、これもまた自然破壊の一因ではないでしょうか。家畜に稲の飼料を与える

のも自給率の向上につながり、そして堆肥の有効利用を図ることこそ循環型農業ではないでしょうか。

平成18年度の生産農業所得統計を見ますと、農家1戸当たり県平均で101万6,000円、鏡石町においては226万8,000円で第2位、1位は相馬市で232万3,000円ですが、相馬市においては成田食品という法人の所得が30億円あり、加算されたために1位で、実質的には鏡石町が1位だそうです。だからこそ、転作により減収につながるのは避けたいのであります。石川町においては、40ヘクタールのWCSを代用し、機械1台の能力は20から25ヘクタールで、15から20ヘクタールは畜産農家の機械を利用したそうです。

畜産農家のアンケートによりますと、8割強の方々が今後とも利用したいと。2割弱の人たちが、ちょっと考える余地があると。これは畜産農家の機械を利用したロールではなかった、稲わらロールを使ったわけではなかったそうです。

町の畜産農家の試験的なWCSに飼料を与えた結果においてもいい方向であり、転作作物としては本当にいいほうじゃないでしょうか。今後、農業の発展、向上に向け、推進が必要と思われませんが、重ねてその点をお伺いしたいと思います。

次に、(2)であります。近年、食生活の環境の変化に伴って偏食が進み、その中、健全な心身を養い、豊かな人間性をはぐくむための食育の推進は大事なことであります。朝食を食べない子供が多いと聞きます。親子で米粉パンをつくり、そして朝食を全員で食べることが求められてきております。できふできを話し合いながら、家族内、学校、そして地域同士のコミュニティーを図り、米粉の消費拡大を図るのも大事なことと思われしますが、あわせてお伺いしたいと思います。

特産品の取り組みについてでございますが、そこで事例はたくさんあると思われします。酒米の必要量、仕込む業者、我が町に合ったようなすばらしい清酒づくりの調査、研究し、時間はかかると思われしますが、やってみる価値はあると思われします。先ほど来、特選米の話も出ましたが、コシヒカリ、いろんな農林21号とか試した、そういうお酒も飲んでみたことありますが、やはり本当の米づくりは、先ほど申し上げましたけれども、まずい米こそ本当にうまい酒ができると、これちょっと調べてみたら、杜氏の方々がおっしゃってございました。だからこそ、うまい米ではどうかな。割れたり、特選米でやるとコシヒカリだの粒が小さいし、従来、酒米としているやつは小さいし、割れてしまうし、その点をまた考慮していろいろと検討してみてください。よろしくお祈りいたします。

カントリーエレベーターの件ですが、平成17年度、農林業センサスで、年齢別基幹的農業従事者数の調査において、65歳以上の割合は県平均で61%、鏡石町は43.4%で、県下一若い結果が出ております。従事者の高齢化が進んでいるのが現状であり、農機具の有効利用を図り、足腰丈夫な経営を目指し、県下に誇れる農業環境整備も必要と思われしますので、ご検

討のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

大きい2番の一貫線についてであります。

町長さんには答弁していただきまして、今年度、須賀川市とよく推進したいというような答弁でございましたが、総務課長と私のところにある蒲之沢交差点でも、最近事故が多発しております。これは交差点の改良も必要とは思いますが、一貫線の通行も結構多いんです、自動車の通っている今現在においても。その一貫線から旧道への車が流れてきております。これも一つの要因かと思われます。通勤、通学で事故、混雑もなく、4号線が早期4車線化すれば、またあれなんです、朝の混雑もなく、それこそ心豊かな社会環境づくり、これも大事なことと思われます。早急な、また、須賀川市に重ねてお願ひし、早期全面開通を待ち望む多くの方々に成りかわり、心よりお願ひ申し上げて再質問したいと思います。よろしくお願ひします。

議長（今泉文克君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

木賊政雄町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 3番議員の再質問にお答ひいたします。

2番の高久田・一貫線の早期開通ということでございますが、町民ひとしく願っているところでございますので、私たちも今までも、先ほども答弁申し上げましたけれども、折に触れて強く要請してまいりましたけれども、いかんせん私どもの努力以上の市当局の努力もしているようでございますが、相手の地権者の権利主張が極めて強いということで現状に至っているということでございますので、粘り強く今年度は交渉に当たっていきいたいという市当局からの話もございますし、場合によっては市長みずから地権者とお会いをして、要請をしていきいたいということも私に申し述べておりますので、引き続き私からも推進についてお願ひをして、早い開通を推進していきいたいと、このように考えておるところでございます。

そのほかの質問については、担当課長のほうからお答ひをいたさせます。

議長（今泉文克君） 佐藤節雄教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 3番、渡辺議員の再質問の中の米粉の利用促進についてお答ひしたいと思います。

一昨日の6月10日に学校有志による定例の学校給食検討会議を開きまして、その中で町内の業者に米粉パンをつくっていただきまして、その中で試食をさせていただきました。先ほど議員がおっしゃっていましたように、非常にもちもち感があって非常においしいという評価がありましたので、今後、小・中学校において給食の中で9月以降、試験的に取り組んで、取り入れてみようというような話になりまして、児童・生徒の米粉パンの感想などを聞いて、

先ほど産業課長からありましたように、価格が非常にネックになっておりますので、その辺を考慮しまして、できれば月1回程度提供できないかどうか、さまざまな検討を加えていきたいというふうに考えています。

なお、米粉パンでございますけれども、材料は小麦粉が70%、米粉が30%、さらにそれにプラスすることの5%の小麦粉でつくるグルテンというのが加えられて、そのほか副材料が材料となっておりますので、米がすべてではないということをご了解いただきたいと思います。

それから、もう一つ、親子料理教室、これについては検討していきたいと思っております。

議長（今泉文克君） 小貫忠男産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 3番議員の再質問にご答弁をさせていただきます。

まず初めに、WCSのさらなる取り組みについてということでございますが、ご質問の中にもございましたとおり、WCS関係については転作以外にも循環型の農業とか自給率の向上にもつながるというふうなことで、私どものほうも理解をしておりますので、今後、さらなる推進を図りますが、その際にも漠然とした推進ではなくて、現在、各農家の取り組み状況とか、さらには認定農業者など理解の度合いに応じた取り組みも考えながら、さらなる推進を図っていきたいというふうに考えております。

次に、3番の清酒づくりについてでございますが、今年度につきましては、町のほうでは特選米を使用するというような考えで今のところ進めてございますが、ご質問のとおり、好適米、酒米を使うことでいろいろな内容の酒もできるというようなご意見もございました。これらについては貴重なご意見として、今後、いろいろ検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、（4）番のカントリーエレベーター関係での再質問でございますが、ご質問のとおり当町も県内では若い数字が出ておりますが、高齢化しているというような状況でございます。カントリーエレベーターですと、300から400ヘクタール規模の施設となるということから、すぐには実現するのは大変難しいというふうには思いますが、少量化それから効率化を考えれば、1軒の農家で全部の機械をそろえることだけではなくて、カントリーエレベーターまではいかなくても機械の共同利用ですとか、それからライスセンターなども考えの一つにはあるかと思っております。さらには、その有効利用を図るためには農地の流動化なども一つの方法とは考えておりますので、ご質問にありました内容等も、今後、農家のためになるような方法を考えていければというふうに考えておりますのでご理解いただければと思っております。

議長（今泉文克君） 3番、渡辺定己君の一般質問はこれまでとします。

円谷 寛 君

議長（今泉文克君） 次に、13番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ご指名をいただきました13番議員の円谷寛でございます。今定例会の3人目、最後の質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、私は前回、質問の冒頭で85回目の一般質問というふうに申し上げたんですけども、ちょっと計算が間違っておりまして、86回目でございますから、今回は87回目の一般質問になるわけでございます。

かねてからマスコミなどで倒産が予想されてきたアメリカの世界最大の自動車会社、ものづくり企業としても世界最大ではないかと言われているゼネラルモーターズが、過日、破綻をいたしました。今まで、1908年に操業したそうでございますが、ちょうど100年、101年たちまして、とうとう破綻したわけでございます。我々はキャデラックとかシボレーなどの車を見ると、我々に全く縁遠いお金持ちの自動車であるということで見えてきたんですけども、80年間にわたって販売数世界一の記録を持って、2008年現在で海外を含めると34カ国に生産拠点をもち、24万人超の従業員がいて、140カ国で835万台を販売したというマンモス企業でございます。そのマンモス企業がことし3月末の負債16兆4,000億円をついに倒産したということでありまして、アメリカ政府はこのゼネラルモーターズ株を60%保有して、事実上の国有化になったわけでございます。日本の企業も大変影響を受けまして、我が町にいろいろ思い出がある、苦い思いが多いんですけども、万自動車やブリヂストン、アイシンなど133社がこのゼネラルモーターズと取引があるそうございまして、今後の影響が非常に注目されるところでございます。

国内ニュースでは1つだけ注目すべき事件がございました。裁判員制度が先月から実施をされることになったわけでございますが、この時期に何か合わせるような形で、お隣、栃木県足利市で1990年の5月に起きた幼女殺害事件、これが冤罪だったということが判明をしたわけでありまして。これは国じゅうの話題となり、連日テレビなどにも報道されているわけですけども、裁判員に指名されて選ばれた場合の、非常に不安は今までも大きかったんですけども、この冤罪事件によってますます、国民は裁判員制度に対して不安を抱いております。もし自分が裁判員になって、間違っただけで菅家さんのような、こういう冤罪を認めてしまっただけで、有罪にして判決を下して、そうして人生の大きな部分を失わせてしまったら一体どうなるんだという不安が、今、大きな国民の考えになっているわけございまして、これに対して政府は、抜本的なやっぱり改善を下すべきであるというふうに思うんですね。

それは何かというと、やはり自白の強要性、自白の任意性というものが裁判でいつも争われるわけですが、それは警察は強要はしていなかった、拷問はやっていないと言うんですけれども、菅家さんに言わせればひじでつつかれたり、精神的にも一般の人間が留置所で連日連夜、夜遅くまで取り調べ受けたら、必ず精神的に参ってしまいますから、やっていないこともやっていたというふうになってしまうんです。ですから、これはやっぱり取り調べ中に自白の強要はなかったんだということを記録を残して、カメラなどで保存をする、そしてそれを裁判員にも公表する、いわゆる取り調べの可視化というものを、今後、進める以外には、このような冤罪の再発防止をすることはできないんじゃないかということ強く感じたくてございます。

また、この事件の再審に大変熱心に取り組んでこられた佐藤博史という一人の弁護士の活躍を大変感動的に見せていただきました。この佐藤弁護士に対して、いわゆる人権派というものに対して、何か常に敵がい心を抱いている週刊誌がございまして、それが何か佐藤弁護士のあら探しみたいな記事を書いて、週刊誌で宣伝しているようでございますけれども、やはりこのような人権派の弁護士が日本にまだ存在しているということは、大変大きな救いではないかというふうに思うのでございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

質問の第1点は、教育政策、いわゆる食育教育というものでございます。先日、NHKのラジオを仕事をしながら聞いておりました。ある山形県の小学校長が食の教育というものを非常に真剣に取り組んでおまして、子供たちに、あなたたちは一体何で命がつながっているんだということをまずいつも言うそうです。それは食べ物があって、その食べ物は一体だれがつくっているんだと、そういうことをいつも子供に言って、食の教育で自分たちの学校の菜園で野菜をつくって、それを給食に充てている、こういう取り組みを報告されておりました。この人は今度、定年退職になるそうでございますが、恐らく全国から講演の要請があて、引っ張りだこにならないかということもNHKのアナウンサーも申しておりましたけれども、こういう自分たちの命を養っている根本、そういうものをもう少し子供たちに考えさせるということが、今、教育の世界に非常に重要なんでないかと思うんですね。

それはなぜかということ、今、農業とは、先ほど渡辺議員のほうからもありましたように、農業というのが非常に深刻な状態にあるんですね。このことをもう少しみんなで考えていかないと、私は大変ことになるんじゃないかと思うんですね。本当に農業の所得というのは15年前の半分に減っているんですね。そして売り上げはどのくらいかということ8兆数千億円、これは日本のパナソニックという会社1社の分しかないんですね。パナソニックの会社1社の分をどういう人数が生産をしているかといいますと、パナソニックは海外拠点を含めて8万人の労働者がいる。日本の農家というのは、販売しない非販売の農家も含めてですけれど

も、252万人が農業に一応従事しているということになっているんですね。8万人対252万人ですね。これはめちゃくちゃな数字でございまして、今、農民はすべからくワーキングプアの状態に陥らされているということなんですね。やはりこれは何とかしないと。若い人が、今、雇用対策で農業と介護従事者が皆、敬遠していないものだから、そこに人を送ろうなんていうことで、今、1カ月、新規農業の就農教育、従事すれば9万円ですか、国は補助金を与えて、そういうものをつくり出そうとしているわけですが、全くこれはナンセンスな取り組みなんですね。農家の所得というものを全く補償しない中で、なぜその2年間の9万円だけはもらえるからといって、無責任ですね。その後、どうなるのかということを含めて考えていないんですね。農家のほとんどは負債に悩んで、私どもの、きのうは成田の圃場整備がありました。この管渠やるのに担保を外してください。大変多くの農家はその土地を担保に、抵当権が設定されているということが報告されて、びっくりしました。かえるようにといっても、本当にこれかえられるのだろうか、田んぼを離さないといっても、田んぼはなかなかかえっていかない、そういう状況の中で。本当に深刻な状態に、今、農家はあるんですね。これはやはり1つにかかって、国の価格政策が失敗をしているということと同時に、やはりもう少し農業というものに対してみんな考えていかない結果が、このような状態になっていると私は思うんですね。

ですから、私はここは、今、解決策は簡単に言えば民主党が唱えている価格・特別補償というものしかないと思うんですが、これヨーロッパはみんなやっているんですね。しかし、それを掲げれば非現実的だとか、それからばらまきだとかいう批判がありますけれども、これは全くとんでもない話なんですね。ヨーロッパはみんなやっているんです。やるしかないんです。なせかと言うと、今、日本の商社が米の自由化に備えてベトナムあたり、米をつかって日本に持ってこようと考えていますね。ベトナムというところはどういう状態かというところ、気候が非常に温暖ですね、暖かいです。メコン川という強大な大きな川もあります。ポンプで水を上げれば、どこにでも田んぼに米をつくれるんですね。そういう恵まれた土地で、一生懸命手をかければ1年に3回は米できる。労賃は1日500円払えば、人は何ぼでも集まるといいますね。こういうところで米をつかって日本に持ってきて、これは自由化、WTOの交渉で自由化はどんどん広げることになっているわけですから、こういうふうに圧力をかけて、日本の農家が生き延びるには戸別補償しかないんです。しかし、それをばらまきだと言って、それが多くの国民が批評するというのは、やはり日本の食育教育というのは全くなっていないからなんですね。ですから、もう少し教育関係者は、この食育教育で人間の命をだれによってつながれているのかということをもう少し徹底してやっていくしかないのではないかと思います。

その点で、今回、福島県教育委員会が高校といわゆる小・中学校、高校というのは農業高

校、実業高校、そういう高校と小・中学校との連携によって幅広い年代での食育の実践学習に取り組むと。県内の農業高校7校と、多分高校と連携する小・中学校を指定した。特に次が重要なんです。我が町内にある岩瀬農業高校と第一小学校及び中学校が指定をされたわけですね。その内容は新聞報道によれば、それぞれ独自に検討、実施をすることになっているんです。この内容というものを既に検討されているのかと思いますが、どんなものを考えているのかをまず明らかにしていただきたいというのが1点でございます。

2点目は、小学校の運動会日程ですね。いわゆる先ほどNHKのラジオでお話をしておりました山形の校長先生、子供に食べ物をつくらせて、それを給食の材料にしているというその校長先生が言っていましたけれども、やはり本当に、今、都会の子供は米とはどうやって取れるのか、そんなのわからないのがほとんどなんです。全く関係ないんです。どっかで売っている、スーパーに行けばいつでも米はあるんだと、野菜というのはあるんだという考えしかない。それをいかにこういうものをつくっていくのに農家の方々は苦労しているのか、そういうことをまずわからない。これを何とかしなければならぬということで、その校長先生は食育教育に取り組んで、学校の菜園で野菜をつくって給食に取り入れているということをお話しておりましたが、こういう立場から考えて、2番目の問題になりますが、私はこの問題も何回もここで取り上げてきているんですが、一向に改善されない。私はまさにこれは学校教育が農家をばかにしているんです。非常に少数派になりました、今、農家というのは、ばかにしていることしか考えられないんですよ。何で田植えの最中に、一番ピークのときに運動会やるんですかと、私は何回も何回もここで言っているんですが、一向に改まらない。全く本当に、PTAの役員も含めて少数派、農家の出身というのは。農家の出身者も兼業になっていけば、できれば田んぼなんかやりたくない。じいちゃんに、ばあちゃんに任せて、自分は子供の運動会に逃げ込んでいけば、じいちゃん、ばあちゃんがその間に田んぼを植えるだろうと、こういう考えになっている、そういう農家出身の父母も多いんじゃないかと思うんです。やはりこれは教育的見地からいって、とんでもないことだ。やはり田んぼ、昔は私どもの小学校時代は学校を休ませて田植えやらせていたんですよ。そのときは農家というのは多数派だったかたもありませんけれども、今、何ぼ少数派になって、この田植えのピークに何で運動会やるんだと。私はこれは、まさに前々から騒いでおりますけれども、農家をばかにしている、その教育者の考えがここに私は出ているとしか感がえられないわけでございます。この辺で抜本的に教育委員会はその辺を、学校を指導すべきでないか。そうでなかったら、教育委員会の存在が私は問われるのではないとかいうふうに考えております。

2点目は農業政策、いわゆる農家所得向上策についてお尋ねをいたします。

今、農家所得を向上させるために、いろいろな取り組みが各自自治体で行われております。

新しい町の特産物をつくろうということで、いろいろ努力をしている町村もいっぱいあります。私も去年ですか、秋田のほうに行って勉強してきましたけれども、秋田県の県北地方では各町村で直売所をつくって、どの町も競争のようにその直売所を充実させることに、町は物すごく努力を重ねております。そういう取り組みを我々の町もすべきではないかということで、まず1点目は、農家所得向上のために新しい町の特産物を開発すべきでないか。今、キュウリとかイチゴ、これが大変生産高も上げて、先ほど渡辺議員が言ったように、鏡石町の農家所得を大きくしているのは間違いないんですけども、ただ、これは専業農家でないとほとんど難しい。あるいは年寄りではなかなか消毒などの作業が大変だということがございます。それで、これからは作付農家が私は減っていくんじゃないかと思うんですね。専業農家はますます、農家だけではやっていけませんから兼業化をする。そうすれば、このような、今、我々が、先ほど渡辺議員言ったように誇りに思っているかもしれませんが、この行く先は大変厳しい。我々はもう少し兼業農家でも、あるいはお年寄りの農家でも栽培できるような、そういう新たな特産物というものを開発をしていかななくてはならない。特にこの場合には農協なども、農協も最近金融とか、そういう商売に、共済とか、そういうものにばかり本気になって、余り営農指導とか、そういうのは力を入れていないんでないかと私は、邪推かもしれませんが考えたりしますが、そういうものに目を向けてもらうためにも、もう少しJAにも協力をしてもらって、この辺に本気に取り組むべきではないかということをおもっております。

2点目は、先ほどもちょっと秋田のほうの直売所の取り組みをお話申し上げましたけれども、今、すかがわJA、すかがわ岩瀬、私も総代やって、総代会でいつも説明を聞いているんですけども、このはたけんぼという須賀川の直売所が大変成功おさめているんですね。農協の事業では珍しく成功おさめている。これは私は成功おさめている事業はどんどん拡大をすべきだと思うんですね。もうからないガソリンスタンドなんかばかりやっていないで、大分縮小もしましたけれども、やはりそういうのはたけんぼで成果が上がったら、鏡石にも、あるいは長沼にもというふうに、そういう直売所をいっぱいつくって、そして農協の経営にも、あるいは農家のためにも大いになる。

なぜこれを申し上げるかとお申しますと、私も何人か、そのはたけんぼに、今、出荷をしているお年寄りの農家を知っております。これはあと何年こんなことができるのかということをおもっています。野菜によっては1日2回、朝に行ってきて、夕方売れ残ったものを持ち帰るという作業に取り組まなければならない。これは年をとってから大変苦痛であるということをおもっていますので、やはり地元自転車とか、場合によっては一輪車でも行けるような地域に、地区にそういうものがあれば、その方々はもう少しお年を召しても出荷ができるんで、農家の経営にも大いにプラスになるんでないかと思っておりますので、ぜひこれも農協に非常

に協力をしていただくべきだと思うんですけども、町の取り組みとして、ぜひ直売所をやっていたきたいというふうに思います。

アンテナショップという計画があるということを先日、全員協議会ですか、聞きましたが、そういうものの活用も一つの方法ではないか。アンテナショップは何か交付金があってやるんでしょう。この間も私も申し上げましたように、交付金があるから何かをやろうというものは余り成功した事例がなんいんですね。ですから、それを元手にして本気になって、そういうものを取り組んでみようというふうな意欲、そういうものが、情熱がないと大体そういうものは成功しないんです。ですから、今度はアンテナショップだけではなくて、そこを拡充して、1回直売所にしたらどうなのか。それは農家の所得向上にもなるし、あるいは地域の消費者の皆さんにも新鮮な野菜を、つくった農家の顔の見える、そういう野菜を消費をすることで、安心・安全という面でも大いに有意義ではないかと思しますので、ぜひこの直売所の取り組みについて真剣に取り組みをお願いしたい。

3点目は、福祉政策で、その中でも特老の増設についてでございます。

大分たちますけれども、町の年賀交歓会だったですかね、特老の所長に、待機者は何人、今おりますかとお尋ねをしました。そうしたら、鏡石ホームは定数が50人です、50人の定数の中で100人いますと言われまして、どこの施設でもそうなんですね。天栄ホームも長沼ホームも100人いると。このときに、やはり入れなくて困っている人がたくさんいるわけですね。ダブっている部分ありますけれども、長沼もそれから天栄ホームもそういうふうな待機者がいるわけですから、行政としてはその今、入れない人々を入れるように、やはり増設というものしかないんじゃないか。これから高齢化で、ますますそういう体の不自由な、介護の必要な人々がふえていくわけですから、これは高齢化社会に向けて増設というものは、当然考えなければならない問題ではないかと思うんですね。これをまず問題にするわけです。その前に、今、各施設を、岩瀬福祉会としては3施設あるわけですが、岩瀬村にもできたようでございますけれども、それは民間でございますが、そういうものを踏まえて、どのくらいの待機者がいるのか、重複している人もあるわけですから、その実数を明らかにしていただきたいと思うんです。

2点目は、今後、特老を増設する場合の配慮でございますけれども、これはやはり認知症というものをやはり重点的に考えていくべきではないかと思うんですね。私は寝たきりであれば、家に介護する人がいればホームヘルパーを頼んで協力をいただければ、在宅の介護も可能ではないかと思うんですけども、認知症の場合は、程度によりまして目が離せない。程度が軽いほど危ないことをやりますね。だからこれは、認知症は1人の認知症の患者に3人くらいでかかっていかなかいと、24時間見ていくということとはできないわけですから、これは一般家庭で到底不可能でございます。ですから、今後、やはり特老を増設する場

合は、認知症を重点に、認知症の患者向けのようなそういう施設が必要なんではないかというのを考えるわけでございますけれども、これに対して執行の見解をお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（今泉文克君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

木賊政雄町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 13番、円谷寛議員の質問にお答えいたします。

2番の（2）の町内にも直売所、そしてアンテナショップの拡充等についてお答えを申し上げます。

質問のJAで経営しているはたけんぼの状況につきましては、昨年の売り上げ額が約11億4,700万円、町内でJA農作物直売部会にて74名が登録して、はたけんぼに出荷しているところでございます。そのほかJAすかがわ岩瀬めぐり直売部会が、昨年12月に25名で組織され、イオンスーパーセンター鏡石店に出荷しているところであります。今後はこのような組織の取り組み状況と消費者ニーズの把握、JAとも協力しながら、直売所開設については今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

なお、アンテナショップの拡充等については、今年度、開設予定の鏡石まちなか情報交流館においての活用策の貴重なご意見として承っておきたいと思っておりますが、このアンテナショップまちなか情報交流館については、交付金があるから実施するというのではなくて、先ほどお尋ねのように町のさまざまな特産品、情報交流の場として計画したわけでございますが、その計画の段階において有利な行政措置がないかということでこちらで検討した結果、そのような交付金を使わせていただくことになっているということでございますので、交付金があるからやるということではないということをご了承願いたいと思っております。

そのほかの質問については、担当課長のほうからお答えをいたさせます。

議長（今泉文克君） 佐藤節雄教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 13番、円谷寛議員の1番の教育政策についての質問の、まず（1）の県教育委員会による町内の小・中学校との連携による食育実践学習の内容についての質問でございますが、この事業につきましては県の教育委員会が行う事業でありまして、農業高校を核とした豊かな食育体験として、農業高校や農業系列の類型高校と小・中学校が連携を密にし、お互いの教育力を活用して効果的な食育推進のあり方を検証し、県内広く浸透させるため県内の7つの農業高校などと、その周辺の14の小・中学校により実施されるものであります。

岩瀬農業高校につきましては、鏡石第二小学校と鏡石中学校を対象に行われますが、鏡石第二小学校と連携した事業内容としましては、高校生の指導のもと畑づくりからトウモロコシの種まき、収穫、白菜の苗の定植から収穫までを児童が行い、まきばっこ祭りにおける食育体験発表、収穫作物を使っの交流会や給食での試食会が計画されております。トウモロコシの種まきについては、本日午前中に高校生との交流活動で実施しております。

また、鏡石中学校と連携した事業内容としましては、高校生の支援による食品加工の実施、文化祭における食育体験発表や芋煮会での加工品の試食が計画されております。

(2) 番の小学校の運動会の日程についての質問でございますけれども、この質問については同様のご質問を過去にも受けておりますけれども、運動会をその後も毎年5月に実施されておまして、本年は第一小学校が5月16日、第二小学校が5月23日に開催されました。運動会の実施時期につきましては、学校における年間行事やPTA事業、保護者の年間参加行事などを踏まえ学校とPTAが協議をし、総合的な判断なもと学校として教育課程編成会議の中で実施時期を決めておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長(今泉文克君) 小貫忠男産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長(小貫忠男君) 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私のほうからは、2番の農業政策についての(1)農家所得を向上させるために新しい町特産物を開発すべきではないかについてご答弁を申し上げます。

現在の農業情勢は飼料や資材の高騰、担い手不足や高齢化の問題など厳しい状況にあります。本町の特産物としては、米、キュウリ、イチゴ、果樹等がありますが、キュウリについては産地を維持していくために、土壌消毒や防虫ネット被覆栽培などを推進し、キュウリの生産振興に努めておるところであります。また、イチゴについても、本年の2月に香港で福島県オリジナル品種のふくはる香の販売促進活動を実施し、一定の成果を上げたところあります。

農業の振興を図っていくためには、ご質問のように農家の所得の向上が必要不可欠であります。このため、キュウリの露地栽培では作付の遅まき栽培を今年度から取り入れ、販売額を伸ばしていくために農協を中心に推進しているところあります。

また、特産物の開発につきましては、今後、普及所や農協とも協力し、検討してまいりたいと考えております。

議長(今泉文克君) 今泉保行健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長(今泉保行君) 13番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

大きな3番の福祉政策(特老の増設)についてご答弁を申し上げます。

( 1 ) の特老への町内の待機者数は何名になるかについてであります。岩瀬福祉関係の施設では、鏡石ホーム41名、長沼ホーム25名、天栄ホーム20名の申し込み件数でありまして、重複分を除きますと実数41名となり、その他の施設への申し込み者数を勘案しますと、50名程度になると考えております。

次に、( 2 ) 番の特別養護老人ホームの増設と認知症の方への対応についてでありますけれども、特別養護老人ホームは介護保険制度における老人福祉施設として、介護保険事業計画に基づいて整備されることとなっております。計画は、整備要望市町村が近隣市町村との協議を経て県に提出し、県では県内の状況や国の方針を踏まえ整備計画を策定することになり、計画定員以上の民間の施設整備は認められないこととなっております。

福島県では今後3年間で定員749人分の整備計画を策定したところであり、本町の第4期介護保険事業計画における特別養護老人ホーム1施設の計画が、県の整備計画に盛り込まれております。なお、現在、民間業者からの計画の相談があり、町としましては側面的な支援を行うこととしております。

次に、認知症の方への対応であります。

特別養護老人ホームは施設サービスとしまして、重度の要介護認定者の利用を重点としており、認知症対応のサービスにつきましては、地域密着型サービスであるグループホームや認知症対応型通所介護施設、また、小規模多機能型居宅介護施設などがあります。まだまだ認知症についての理解が広がっていない現状がありまして、施設だけの対応では限界があることから、地域で支援する取り組みを推進するとともに、認知症や寝たきりにならないための介護予防事業の推進が重要であり、今後、さらに充実させてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(今泉文克君) 13番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔 13番 円谷 寛君 登壇 〕

13番(円谷 寛君) 再質問させていただきます。

運動会の件ですけれども、質問の趣旨に答弁がちょっといただけないといいますが、やはり子供たちが田んぼに、今、機械になったから田植えはやらないから、その時期に運動会をやるといいのかということが、私の疑問のそもそもなんです。子供にもやはり手伝わせることも大事だし、そのときに運動会をやれば親が動員されるんですね、親が。そうすると、うちでは年寄りが百姓やっているわけです。そのときに、じいちゃん、ばあちゃんが、今はじいちゃん、ばあちゃんも運動会に行く人も多いですけれども、農家の場合はそうやっている場合に頼らなくてはいけませんよね。そのときに子供たちだけじゃなくて、親も動員する運動会をやっていいのか。確かに少数派だろうと思うんですけれども、その少数派をそこで無視して、そういうことをやっているのが本当に食育教育なのだろうかという

私は疑問を呈しているんですね、前から、何回もやっています。

これは、しかし、もう少し考えてもらう、教育とは一体何なのかということで、考えてもらわなくてはならないと思うんですね。本当に今、農家がばかにされているという世の中を、やっぱり教育者も私はつくっているんじゃないかと思うんですね、そういうことをやることによって。私はこれは根本的に教育の誤りだと。本当に、今、農家はどのような状態なのかなんていうことを考えてもいない。毎日、食べ物というのは当然あるもんだと、スーパーに行けば何ぼでもあるんだという形でしか食の教育がなされていない。米をつくるために、あるいは野菜をつくるために農家の人々がどれだけ汗を流して、あるいは安い価格の中で苦しい生活をしながらやっているのかということをもう少し、やはり教育者も子供に身にしみるように教えてやらないと、先ほど言ったように特別補償をやるとある政党が言えば、ばらまきだとかと国民はそっちを、そんなことは無駄だと、税金の無駄遣いだみたいな世論になってしまうんですね。本当に農家は、今、若い人、やる人いないですよ。田んぼなんか、私のほうでも売りたいという人いるんだけど、買いたいという人いないね。だから、どんどん値下がりしていますよ。これは、やはりゆゆしき問題なんですよ。本当に農家がこれほど、やはり苦しい目に遭わされているのに、やはり教育も手をかしていると、こういうふうにならざるを得ないんで、もう少しそこは、なぜ、ちょっと、今、例えば今ころになれば田んぼはみんな田植え終わるわけです。何で今これでだめなのか。梅雨になってしまう。だったらもう少しおくらせるとか、何か、あるいは秋にやるとか、何かある、あるいは田植えになる前に、4月の段階でやるとかね。何でもできると思うのに、わざわざ田植えのピークのときにやっているからね、毎年。これ本当に私は農家をばかにしている、こうしか言えない。

あとは農家の所得向上策の中で、直売所の関係で申し上げれば、イオンスーパーもいいんですけども、農協がマンモス化してしまったというのが私は農家の、本当に地域の要望にこたえられない大きなやっぱり原因なんですね。余りにもマンモス化してしまって、はたけんぼやって、そこで11億円売り上げ上げれば、立派な業績上がりましたということで組合は万々歳やっているのかというと、そうではないと思うんですね。その11億円を支えるために、例えば鏡石のほうからあそこまで自動車で行って来て、年寄りが、これからみんな高齢化していくのに、いつまで続くのかという不安を持っているんだけど、そんなものは農協の、恐らく幾つもつくれば、1つ当たりの売り上げが減ったり、あるいは維持費がかかったりして農協はもうからないだろうと、そういう観点しかないんですね。それはやっぱり農家のための農協ではなくして、いわゆる経営のための、農協のための農協経営、そういうものに成り下がっていると。私はこれはゆゆしき問題であって、これをやはり町が、私も去年見てきたように、秋田県のほうの町村は各町村で競って、直売所で隣の町と競争している。そして活気を帯びた直売所でやっていて、農家の所得が保障されているという姿を見てきたんですけど

れども、我々もやはり、本当はJAが取り組むべき課題かもしれませんが、町もそういう農家の所得を何としてでも向上させるという意欲があれば、やはりもう少し力を入れてもらう必要があるんじゃないかと思うんですね。

それから、特老の問題ですけれども、やはり深刻な問題が起きているんですね。これ、先月ですか、タレントで女優の清水由貴子さんという方が大変な死に方をしているんですね。これはやはり日本の国が介護の社会化というものに失敗をした姿、個人の意識もあるんですけども、親を見る、一番親孝行は自分で見ることだというふうな、私からすれば誤っていると思うんですけども、そういう固定観念の中で、あれだけの著名なタレントが、介護に疲れ切って親と一緒に死のうとしたんでしょけれども、母親は硫化水素が届かなくて生き残ってしまったと。清水由貴子さんだけが亡くなってしまったという事件があったんですけども、やはり特老については、これは当初言っていたように、各中学校区に1つの特老をつくるんだということをゴールドプランでは厚労省が言ってきたわけですね。ですから、もっとももっとつくっていかないと、そういう悲劇がなくなるというわけでございます、今、民間の話もあるそうでございますけれども、この辺はもう少し積極的に取り上げていただきたいと思います。

以上です。

議長（今泉文克君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

木賊政雄町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 13番議員の再質問にお答えいたします。

JAの直売の関連でございますけれども、農協は農協としていろいろ経営、そして農家所得の向上のために努力されているものと思います。そういう中ではたけんぼを開設して、農家のいろんな産品をあそこで販売をして成功をおさめているということでないかと思いますが、それを各町村にもということで、そういった方向も考え方としてはわからないわけではございませんが、財政的な面等々もございますので、十分これから検討課題として研究をしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

また、特老の設置でございますけれども、先ほど50名程度お待ちの待機者がいると課長から答弁をいたしました、これ全国的に施設が間に合わないというような状況で、大都会は何千人、あるいは何万人と待機者がおられます。非常に社会的にも問題になっていることは承知しておりますが、一方、施設をつくりますと、皆様方がお支払いする介護保険料が非常にアップするわけでございます。その辺を国がどう制度設計をして、国がしっかりとこれらの認知症、あるいは待機者に対する対策をしていくかということが、それらの解消につながっていくのではないかと私もそう思っております、さまざまな制度改正、あるいは

これらの緩和等について今後も要望してまいりたいと思います。

さらに、町に限って言えば、現在、民間で町内に特老ホームを設置したいという意向がございます。今、担当課のほうとその事業者のほうで内々に協議をしておりますので、もしまともれば、それらの設置をした暁には、これらの待機者についても緩和されるのではないかと。しかし、反面、若干まだこれらの施設をつくることによって保険料が上がるということも言えますので、いわゆる負担と受益をどう調和させていくかということも今後の大きな課題となっていくのではないかと、そういったことも考えながらご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（今泉文克君） 佐藤節雄教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 13番議員の再質問にお答え申し上げたいと思っております。

小学校の運動会の件でございますけれども、運動会については年間行事計画の中で教育課程を編成しております。教育効果を考慮しまして日程を決めさせていただいておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

なお、食育につきましては、幼稚園から小・中学校までそれぞれ取り組んでおりますけれども、幼稚園につきましては年間の計画を作成しまして、畑づくりから、また、それを生かした伝統食、例えば干し柿、干し芋などもつくっております。小・中学校におきましては給食を活用しまして、給食で取られました食材、それから献立、栄養等について児童・生徒に周知しておりますし、保護者につきましては、食育材料を活用して食育を普及しております。

以上、私のほうから答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君の再々質問の発言を許します。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 大分しつこくなるかもしれませんが、今、教育長が教育効果を考えてやっている。教育効果とは何なのか。一体そういう、私のずっと申し上げてきている田植えの日程とずらすことによって、ピークとずらすことによって教育効果が落ちるといった具体的な説明を言ってもらいたいんですね。なぜ、田植えのピークのときでないと教育効果が落ちるのか、その具体的なものをやはり私は聞かないところはちょっと納得できないんですね。

それから、食育教育について通り一遍なものでなく、やっぱり自分たちのもう少し食べ物をつくる苦労というものを、1回2回のあれじゃなくて、もう恒常的にやるというふうな取り組みが、やっぱり学校菜園というようなものをもう少し、今、土地、遊休農地いっぱいあ

りますから、そういうところを使って、やはり学校の給食の材料つくるくらいの、そういうこともやっぱりすべきじゃないかと思うんですね。そうでないと、何か我々に関係ないところで食べ物がつくられていると、そのつくっている人間までばかに見えてしまうんでないかと心配をするわけですよね。そういう農民蔑視のような風潮が今日の、この15年間で収入が、農業収入が半減するような政策を私は許しているのではないかと思って、大変ここを危惧するわけでございます。ですから、その辺を考えれば、教育効果とは一体何なのかということですね。一体自分のうちでじいちゃん、ばあちゃんが田植えに腰を曲げて一生懸命やっているときに運動会やって、おれらは関係ないというのが、そういう教育効果は一体何なのかということ、もう少し教育委員会も教育長も、学校の校長先生も教育者も考えていただきたいと私は切にそれをまずお願いして、この質問を終わります。

議長（今泉文克君） 佐藤節雄教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 13番議員の再々質問にお答え申し上げます。

小学校の運動会の日程がなぜ5月7日というようなことでございますけれども、この日程につきましては、年間教育計画をつくりまして、4月に児童が入学して、または進級してという中で、一番5月のこの時期が学級経営、または学年経営、学校経営をする上で、この運動会を位置づけることによって、皆さんが、子供たちがそれぞれ同じものに向かって、目標に向かって運動会をやるというようなことで、さまざまな効果が生まれるというようなことで、この時期がもっとも効果が上がるだろうという判断の中で日程を決めさせていただいているということでございます。

以上で私のほうからの答弁とさせていただきます。

議長（今泉文克君） 13番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

総務文教常任委員長報告（陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第2、陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

10番、深谷莊一君。

〔総務文教常任委員長 深谷莊一君 登壇〕

10番（総務文教常任委員長 深谷莊一君） 総務文教常任委員長のほうから報告いたします。

平成21年6月12日、鏡石議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、深谷莊一。

賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議（案）。

このことについて、鏡石議会……

議長（今泉文克君） ちょっとストップ。委員会報告。

10番（総務文教常任委員長 深谷荘一君） 失礼しました。

平成21年6月12日、鏡石議会議長、今泉文克様。総務文教常任委員会委員長、深谷荘一。  
陳情審査報告書。

本委員会は、平成20年12月3日付託され、再度の継続審査としていた陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。  
記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所。

平成21年6月11日、午前10時開議、午前11時15分閉会、委員全員、第一会議室。

説明者。税務町民課、高原課長、矢部副課長、大河原主任主査。

付託件名。陳情第15号「後期高齢者医療制度廃止法案の成立を求める陳情」

審査結果。陳情第15号は不採択とすべきものと決した。

審査経過。再度の継続審査としていた陳情について、担当課の意見、説明を求め、審査をした結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

意見。なし。

以上であります。

議長（今泉文克君） これより総務文教常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論、採決に入ります。

継続審査となっておりました陳情第15号「後期高齢者医療制度廃止法案の成立を求める陳情」についての委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（今泉文克君） 挙手多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

決議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第3、決議案第3号 閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議案の件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

10番、深谷荘一君。

〔10番 深谷荘一君 登壇〕

10番（深谷荘一君） 平成21年6月12日、鏡石議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、深谷荘一。賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。賛成者、鏡石町議会議員、菊地栄助。

閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議（案）。

このことについて、鏡石町議会規則第70条の規定により、閉会中の調査として実施したく決議されるよう提出します。

決議案第3号 閉会中の先進地行政視察調査の実施について。

激変、激動の中にある今日の地域社会情勢の中において、それぞれの状況に即応した行政運営が求められている。

住民のニーズは多種多様を極め、日々変革しているが、われわれ議員は町民福祉の向上と町政進展のため、適格な対応を求められている。

鏡石議会議員として、常に研さんに努めながら、その任務を遂行すべきことが求められており、その実現に向けて、今後わが町の議会並びに行政運営の適性かつ適格な運用に資するため、次のとおり閉会中の行政視察として、それぞれの先進事例や実態について調査研究することを決議する。

記。

1、調査先及び調査項目。福岡県大木町、熊本県玉東町及び南阿蘇村。

環境行政の取り組みについて。エネルギーの環境について。まちづくりの取り組みについて。議会活性化について。その他。

2、調査期日。平成21年7月8日（水）～10日（金）（2泊3日）で行います。

3、視察費用。議会費で行う。

平成21年6月12日、鏡石町議会。

皆様のご賛同いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

本件についての討論を行います

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

決議案第3号 閉会中の先進地行政視察調査の実施についての決議案の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました

#### 議会運営委員会所管事務調査の申出について

議長（今泉文克君） 日程第4、議会運営委員会所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第68条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査の申し出があります。委員長から申し出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、所管事務調査を実施することに決しました。

#### 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（今泉文克君） 日程第5、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査に

ついて閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午後 零時 07分

開議 午後 零時 08分

議長（今泉文克君） 休議前に引き続き会議を開きます。

#### 追加日程の報告

議長（今泉文克君） ただいま意見書案1件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加して、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案を日程に追加して議題とすることに決しました。

#### 意見書案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（今泉文克君） 日程第6、意見書案第15号 核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める意見書（案）を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） 平成21年6月12日、鏡石議会議長、今泉文克様。提出者、鏡石町議会議員、円谷寅三郎。賛成者、鏡石町議会議員、柳沼俊行。賛成者、鏡石町議会議員、深谷荘一。

核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

朗読を申しまして、提案理由の説明とさせていただきます。

意見書案第15号。

核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める意見書（案）。

核不拡散条約（NPT）再検討会議の準備委員会は5月6日、来年5月の再検討会議の議題に、「核兵器の全面廃絶に対する核兵器の保有国の明確な約束」をうたった2000年の再検討会議の合意文書を踏まえたNPTの運用見直しを含めることを全会一致で合意しました。前回2005年の会議ではなんらの合意のないまま終了しましたが、今回の合意は、核兵器全面廃絶へ核兵器保有国の「約束」を復活させるものです。

オバマ大統領は、4月5日にブラハでおこなった演説で、核兵器廃絶を国家目標とすることを初めて明示するとともに、「核兵器を使用したことのある唯一の核兵器保有国として、米国は行動する道義的責任がある」と述べ、「核兵器のない世界」に向けて「一緒になって平和と進歩の声を高めなければならない」と、世界の諸国民に協力を呼びかけました。5日の準備委員会で読み上げられたメッセージでオバマ大統領は、「核兵器のない世界の平和と安全保障の追及」を改めて訴え、「米国がNPTの約束を果たす」と表明しました。こうした国際的な動きは、核兵器廃絶への機運として重要です。

今こそ、日本政府が、被爆した世界でただ一つの国の政府として、来年のNPT再検討会議で核兵器廃絶の明確な約束が再確認・履行され、日本政府が主導的役割を果たすとともに、核保有国をはじめ国際社会に対して、核兵器廃絶国際条約の締結を目指して、国際交渉を開始するよう働きかけることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月12日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣、麻生太郎殿。

ご協力、ご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（今泉文克君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、今駒隆幸君。

〔4番 今駒隆幸君 登壇〕

4番（今駒隆幸君） 4番、今駒です。

この、きょう、内容を読ませていただきました。先日、全員協議会の席で円谷議員のほうから、こういったことで協力してくれないかという話があったんですが、私的に考えまして、この内容は素晴らしいことだと思います。日本自体は唯一の被爆の国でございますので、こういったことをしっかり考えるということは大切なことだと思いますが、私たち鏡石という、

これ小さい自治体でこういったことを考えて国会に上げるべきなのかということに関しては、非常に疑問に思います。

なぜかという、私たちは国会議員を選ぶことができます。その国会議員にそういうことを話すこともできます。というのは、こういった大きな問題は国会が考えることであり、私たちのこういう鏡石の自治体が考えて出すということには少し疑問に思います。

そういったことを踏まえまして、どういったことで鏡石町議会でこういうものを出すということのなのにお聞きしたいと思います。

議長（今泉文克君） 質疑に対する提案者の答弁を求めます。

14番、円谷寅三郎君。

〔14番 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（円谷寅三郎君） ただいま今駒議員の質問に対してであります、意見書そのものは地方の意見でありますので、このような意見を国会に反映されるために、多くの意見が出されれば、その要望に国会はこたえてくれると思います。そういう意味での提出でありますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（今泉文克君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第15号 核兵器廃絶の国際条約締結へ、政府の具体的な努力を求める意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（今泉文克君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 閉議の宣告

議長（今泉文克君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

#### 町長あいさつ

議長（今泉文克君） ここで招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

木賊政雄町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

第9回鏡石町議会定例会において提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり議決、承認を賜りました。まことにありがとうございました。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては十分にこれを尊重し対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも議員皆様方には、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

これから本格的な梅雨の季節を迎え、体調を崩しやすい時期となりますが、くれぐれもご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

#### 閉会の宣告

議長（今泉文克君） これにて第9回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 18分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成21年 6月12日

議 長 今 泉 文 克

署 名 議 員 大 河 原 正 雄

署 名 議 員 柳 沼 俊 行

署 名 議 員 仲 沼 義 春

# 鏡石町議会会議録

## 参考資料目次

議案等審査結果一覧表.....	1
町長提出議案.....	2
報告第 39号 繰越明許費繰越計算書について.....	2
報告第 40号 上水道事業会計予算繰越計算書について.....	4
議案第 153号 鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について.....	6
議案第 154号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について.....	8
議案第 155号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について.....	10
議案第 156号 平成21年度鏡石町一般会計補正予算(第1号).....	11
議案第 157号 平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号).....	14
議案第 158号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ いて.....	16

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
報告 第39号	繰越明許費繰越計算書について	21.6.10	承認
報告 第40号	上水道事業会計予算繰越計算書について	21.6.10	承認
議案 第153号	鏡石町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	21.6.10	可決
議案 第154号	鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	21.6.10	可決
議案 第155号	消防ポンプ自動車購入契約の締結について	21.6.10	可決
議案 第156号	平成21年度鏡石町一般会計補正予算(第1号)	21.6.10	可決
議案 第157号	平成21年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	21.6.10	可決
議案 第158号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	21.6.10	同意
決議案 第3号	閉会中の先進地行政視察調査の実施について	21.6.12	可決